





15番 田 中 千 代

16番 佐 中 十 九 昭

17番 中 岡 長 一

18番 国 岡 光 明

19番 加 藤 公

20番 河 野 道 昭

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	加 藤 天
助	役	石 原 憲 治
収 入	役	正 木 洋
企 画 部	長	中 野 潔
福 祉 保 健 部	長	富 田 征
建 設 部	長	池 の 本 和 弘
福 祉 保 健 部 参 事 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長		因 幡 忠 志
企 画 課	長	木 原 晴 彦
財 政 課	長	内 田 和 彦
総 務 課	長	上 條 正 弘
地 域 振 興 課 長 補 佐		望 月 俊 治
税 務 課	長	畝 光 美
住 民 課	長	上 村 直 樹
福 祉 課	長	因 幡 貞 男
高 齢 福 祉 課	長	青 木 基 秀
保 健 セ ン タ ー 主 幹		臼 井 真
監 理 課	長	木 原 正 博
建 設 課	長	久 保 伸 一
都 市 整 備 課 長		朝 倉 登 司 雄
海 田 市 駅 南 口 区 画 整 理 事 務 所 長		永 海 房 雄
海 田 市 駅 南 口		大 久 保 裕

区画整理事務所主幹	通
教 育 長	李 木 義 夫
教 育 部 長	山 本 義 彦
教 育 部 参 事 兼 海 田 東 公 民 館 長	柳 原 徹
学 校 教 育 課 長	河 原 毅
社 会 教 育 課 長	佐 々 木 正 子
上 下 水 道 部 長	佐 藤 隆
庶 務 課 長	新 浜 憲 治
下 水 道 課 長	槇 根 君 夫
水 道 課 長	島 山 隆
下 水 道 課 主 幹	野 間 宏 紀
代 表 監 査 委 員	生 田 一 夫

~~~~~○~~~~~

9. 職務のために議場に出席した者の職氏名

|               |         |
|---------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長   | 園 山 純   |
| 議 会 事 務 局 次 長 | 梶 原 正 勝 |
| 主 任           | 辻 千 奈 美 |

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程 (第 2 号)

日程第 1 一 般 質 問

日程第 2 第39号議案 工事請負契約の締結について (瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事)

日程第 3 第40号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 第41号議案 海田町民レジャー農園設置及び管理条例の一部を改正する条例  
の制定について

日程第 5 第42号議案 海田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 第43号議案 平成 1 3 年度海田町一般会計補正予算 (第 2 号)

日程第 7 第44号議案 平成 1 3 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第8 発議第6号 義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書案

日程第9 発議第7号 乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書案

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（河野）皆さんおはようございます。本日はご苦労さまでございます。

昨日に引続き本会議を再開いたします。ただいまの出席議員は19名です。定足数に達しておりますので、これより本会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第9に至る各議案でございます。

日程に入る前に、昨日の決算審査意見書に対する桑原君の質疑について、代表監査委員より発言の申し出がありますので、これを許します。代表監査委員、生田君。

○代表監査委員（生田）おはようございます。昨日は桑原議員より3点の質問を受けましたので、この場をかりまして回答させていただきたいと思っております。

まず1点でございますけど、意見書11ページの公債費比率が1.2ポイント低下していると、この理由に関する説明書25ページの算式で説明していただきたいとの質問でございます。これにつきまして回答を申し上げますと、算式の分母のうち標準財政規模の計数は算定が複雑で、この場で細かく説明できませんが、算定に当てはめる計数はこれから申し上げるようになってございます。関する説明書の25ページに数式がございますが、まずRの元利償還金が、11年度が9億8,828万7千円、12年度が9億7,582万8千円。それから、Sの元利償還金に充てられた特定財源、これが11年度が3,342万8千円、12年度が3,995万2千円。それから、Tの基準財政需要額に算入された公債費が8,609万5千円、11年度でございます。12年度が1億3,291万2千円でございます。それから、Dの標準財政規模でございます。11年度が58億7,516万8千円、12年度が59億4,255万9千円となっております。これを算式どおりに当てはめて計算しますと、11年度が15.0%になりまして、12年度が13.8%になります。差し引きしまして1.2%の低下でございます。これは、起債の繰上償還を2億1,856万円実施しております。このために、分母の標準財政規模が増加しまして、逆に分子の元利償還金が減少したこと、これが主要因でございます。

はなはだ簡単で申し訳ないのですが、詳しくは決算審査委員会の方で執行部にお聞き

願えれば幸いと存じます。

それから、第2点でございますが、決算審査意見書の決算規模の推移、これは、決算規模が低下しておるということでございます。それと、財政構造を分析する基準財政需要額、基準財政収入額、標準財政規模の推移です。これは上昇しているじゃないかと。だから推移が異なると、この関係を説明していただきたいとのご質問でございました。

これについて回答を申し上げますと、決算規模が落ちましたと説明を申し上げましたが、決算額の実計数により算定したもので、これは決算規模は事実低下されます。他方、基準財政需要額と基準財政収入額、標準財政規模につきましては、計数の算定が複雑で、私も個々の要素について詳しく分析はしていませんが、それでこの場で細かく説明はできませんが、基準財政需要額、基準財政収入額及び標準財政規模額はそれぞれ別個の算定要素で算定されます。これは関する説明書の23ページと24ページをご覧くださいとさせていただきますと思います。そういうことございまして、算定要素がそれぞれ違うわけでございます。しかも、算定の要素は、例えば実額でなくって合理的な見積もり額を採用するとか、あるいは一定の割合額で採用して算定するとかいうことで、一定の方法により合理的に算定した額であるため、結果的には各需要額、収入額等の計数間に関連するものと関連しないものが出てくるわけでございます。そのために、決算額の推移と財政需要額、財政収入額との推移が異になったのであろうと考えられます。

これにつきましても、詳しくは決算委員会の方で執行部にお聞き願えれば幸いと思えます。

それから、3点目でございます。3点目は、意見書9ページの12年度の人件費の減少が11年度の減少額と比べて低いとのご指摘がございまして、これについての監査委員の意見、どう思われるかとお尋ねでございました。回答としましては、12年度の人件費と11年度の人件費につきまして増減額を調査しましたところ、11年度は1億870万9千円減少してございます。12年度の減少額は、これと比べますと計数的にはおっしゃるとおり下回っております。これに対し監査委員はどう思われますかということでございますが、監査委員の個人的な意見は差し控えさせていただきますと思います。以上でございます。何とぞよろしくご了承願います。

○議長（河野）続いて、昨日の一般質問の答弁について町長より発言の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（加藤）皆さんおはようございます。昨日に引続き大変ご苦勞をおかけいたします。

昨日の桑原議員の一般質問の中での機関委任事務等の件数について、これは調査した上、後日文書で各議員あてにご回答させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

また、佐中議員の合併に関する再々質問の答弁で、任意協議会が議会の中にできているとお答えをいたしておりますが、任意協議会ではなく、合併問題調査特別委員会の誤りでございます。訂正をいたしまして、おわび申し上げます。以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第1、昨日に続きまして、一般質問を続行いたします。2番、西田君。

○2番（西田）おはようございます。2番、西田でございます。大きく4つの質問をしたいと思います。

1、住民参加プランと住民サービスの向上についてお尋ねします。特色あるまちづくりを目指して、住民参加によるまちづくりについて前議会で質問いたしましたが、その後の取り組み等について次の質問をいたします。

住民参加のまちづくりに当たり、どのような職員参加プランや住民参加プランが提案され、具体的にどのような体系のもとで進めようとされているのか、さらに、具体的にどのようなものがあるのか問います。

また、一般的に、プランを結成させるには、計画（P l a n）、実行（D o）、分析・評価（S e e）というサイクルが言われております。しかし、やりっ放しということがよく言われ、分析・評価（S e e）の部分が力不足で次の計画に生かされない感があります。そこで、みんなで考えるを基本においた住民サービスに関して、評価の方法と今までの結果をお尋ねしたいと思います。

2、特色あるIT社会の実現に向けてをお尋ねします。ネット環境整備の民間競争が家庭のIT化を急速に促しています。国は2005年までを目標に光ファイバー網の整備を目指し、スムーズなテレビ会議や映像が可能となる10メガビット以上のサービスが当たり前になると見られています。このような背景から、町政としても特色あるIT社会の実現のために高速情報ネットワーク網の整備が必要と思われれます。具体的な対策として光ファイバー網をベースとする高速ネットワーク網を整備すれば、住民投票等のもとより、福祉から災害などの行政情報のサービスに特色が出せると考えられます。

例えば、福祉においては電話と比べ的確なサービスを、災害対策においてはより正確で迅速な対応が可能に、医療においては戸別訪問医療診断が可能に、広域的な行政交流

が可能に、住民投票などの行政サービスが向上するなど、このようなことが考えられます。

以上のことから、国の掲げる光ファイバー網の整備計画とともに高速インターネット通信サービスの誘導を積極的に進め、町政の将来的な展望から早急に特色あるIT社会の実現を図る必要があると思われませんが、どのように考えられているのかお尋ねします。

次に、3、学校教育の基本に「食育」を、をお尋ねします。近年、子どもの食生活の乱れから、多面的な問題が社会的問題としてクローズアップされております。学校教育の中で言えば、学級崩壊、いじめ、不登校なども食生活の乱れに大いに起因するものと思われま。しかしながら、外食産業華やかな今日、以前は食の中心が家庭であったものが、多岐にわたる食の場へと移行しつつあり、次第に親の目の届かないところで食と出会う機会も多くなっています。また、本来ならば家庭で食のしつけなり、食に関する親の知恵などもともに食をとりながら伝えていくべきところ、孤食の時代と言われるほどに、家族全員でともにテーブルを囲む機会の少ない家庭も増えてきています。

そこで、食生活の乱れを正すため、どのように教育指導を行ったらよいかを具体的に考え、子どもたちに伝えていく「食育」を提案します。学校教育の基本である知育、徳育、体育に、新たに食育を追加して、子どもの健やかな成長を共通の目標に、学校教育を新たな視点からとらえ直していくのも問題解決策の一助になると思います。子どもの発達過程と食とか、子どもの栄養問題と基礎的な知識、健康問題別の教育、食べ方に問題のある子どもへのアプローチ、食を通じてのマナー及びしつけなど、食を幅広くとらえ、総合学習の一環として食育を位置づけ、それを身につけることで子どもたちの生きる力が養われることを強く願います。また、保護者などの協力を得て、子どもとともに学べるシステムを構築してはと思いますが、これに対するお考えをお尋ねします。

最後に、4、特色ある産業の誘致を、をお尋ねします。産業構造の改革が進められる中、町内も例に漏れず空洞化が進んでいます。行政としても長期ビジョンに沿い、できるだけ広域の県・国レベルでの固有かつ特色のある産業の誘致を進める必要があると考えます。誘致に当たっては、町や県・国との連携や役割を考える必要があると思います。新聞によりますと、海田湾に面する広島ガス海田工場跡地など臨海地の活用法を協議する検討会を発足させ、まちづくりを進める上での重要な用地として、県や広島ガスなどの参加で、来年3月を目標に一定の方向を打ち出すとされています。今回の誘致に対しては、キーワードとしてエコロジーを基本に置いたエネルギー、リサイクルなどが考え

られますが、湾岸の工業地に関して具体的に誘致する産業並びに進め方についてお尋ねします。終わります。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）西田議員ご質問の1点目、2点目、4点目につきましては私から、3点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

初めに1点目でございますけれども、住民参加型プランと住民サービスの向上のご質問についてお答えをいたします。住民参加型プランにつきましては、昨年度行いました海田西コミュニティーホームの改造のためのワークショップをはじめといたしまして、広報やホームページについての意見募集、海田町のふるさと特産品を考える会への参加募集、ボランティアなどの人材育成講座を行っております。また、現在、生涯学習推進本部においても、出前講座、人材バンクの設置、住民参加型組織のあり方等についても検討いたしております。評価につきましては、今まで十分でなかった部分もあり、計画、実行、評価を実行し、次のステップへと展開させてまいりたいと考えております。

次に、特色のあるIT社会の実現に向けてのご質問についてお答えいたします。現在、庁舎内と全出先機関を結ぶネットワークを構築して、公共施設間の情報流通の活性化を図っております。しかし、動画の転送等、高速通信ネットワーク網に対応するには、現在の整備状況では、スピードの面、大量のデータの通信の面で社会情勢に対応しきれていないと思っております。第1種通信事業者から、新しい商品の開発情報がございました。それは、現在のスピードより80倍の10メガビットの帯域保証型光ファイバー網で、現在の情報流通が一気に加速された商品の提案でございます。

システム導入にあたっては、事務の効率化と経済性を念頭におき、調査研究しながら、時代に対応した整備を進めてまいりました。この情報流通の整備を、来年度に庁舎、出先機関すべてを光ファイバーで整備する計画をしております。これは独自の回線でネットワークを敷設するのではなく、民間の通信回線を利用した計画で検討を進めております。

4点目の、特色ある産業の誘致をのご質問についてお答えいたします。広島ガス株式会社海田工場は昭和33年にこの地で操業を開始されて以来、本年5月30日をもって都市ガスの製造を停止されるまで42年6カ月にわたって町の発展に多大な貢献をいただいてきたところでございます。

さて、臨海部におけるこうした事業転換が広島ガス同様、次第に進展しているところ

でございますが、町としても、今後西海田地域がどのように変化していくのか強い関心を寄せているところでございます。そのため、本年度事業として広島ガス株式会社海田基地を含む工業地域を対象に、臨海部土地利用転換構想策定業務を当初予算に計上いたしました。現在、県地域振興部をはじめ当該当区の企業側の考えや計画をお聞きいたしておるところでございます。また、去る7月10日に行われた知事を囲んでの安芸郡ブロック別行政懇談会の席でも、知事に直接協力をお願いするとともに、現地を視察していただいたりしているところでございます。

企業活動と地域づくりをご指摘のような方向で整合させることができましたら、まことによろしいわけでございますが、企業活動にかかわる問題があり、必要以上に前出しできかねるところがあり、以後の取り組みについては県地域振興部を中心に折衝を続けていくこととなりましたので、海田町の臨海部土地利用転換構想策定業務の発注は控えているところでございます。町としましては、企業側の働きに合わせ、ご指摘のような環境関連事業に関する情報提供など積極的に協力してまいりたいと、このように考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）3点目の食育についてお答えをいたします。ご指摘のとおり、近年、家族形態の変化や女性の社会参加、あるいは経済社会のサービス化などを背景として、食を取り巻く環境も変容している状況がございます。教育委員会といたしましても、心身ともに健全な児童・生徒を育てていく上で食教育が極めて重要な課題になっているというふうに認識をしているところでございます。このため、とりわけ、食べるという活動を通じ、児童・生徒の心身の健全な育成にかかわってきた学校給食においては、指導のねらいとして、正しい食事のあり方や望ましい食習慣の形成、好ましい人間関係の育成、これらを重点に、給食を通じてマナーや多くの人々との触れ合い、協力など、他教科との関連を図ることによって教育効果が高まるものというふうに考えておるところでございます。

さらに、学習を進めていきます中で、食の内容は福祉や健康の分野だけでなく、環境問題や国際理解など、大きな広がりを持つ学習テーマでございます。総合的な学習の時間に、児童・生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題、横断的、総合的な課題として実践しやすいテーマであるとも考えております。このことは、ご指摘の総合的な学習の一環として食教育を位置づけ、子どもの健やかな成長を共

通目標に、保護者の協力を得て、子どもとともに学べるシステムを構築する考えに結びつくものであるというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（河野）西田君。

○2番（西田君） それでは、再質問をさせていただきます。まず、1番目の住民参加プランと住民サービスの向上についての再質問でございますが、先ほど町長の説明の中に、町内では各研究活動や講座などが開かれておりまして、それらの分析をしていきたいと、それを計画に反映するというようなお話がありました。

私が考えた分析・評価の一例ですが、住民一人一人にこの活動への参加を記録する手帳を配る。スタンプを押し、その数により表彰や資格を与える制度を設けてはどうでしょうか。こうすることによって、行政サイドは研究会や講座への参加がより詳細に把握でき、追跡調査も可能となり、きめ細かく次の計画に反映できるとともに、次の実行時には有資格者の協力も得やすくなる。有資格者というのは、前回、講習とか研究会に参加された方の知識、そういったものを得られた人の参加が得られるという意味です。一方、住民サイドでは、自分らの研究や講座経験がいろいろな場で反映でき、表彰や資格が得られれば、達成感や励みにもなるのではないのでしょうか。さらに、行政と住民の一体感が生まれ、まさにみんなで考える住民参加のまちづくりにつながり、住民の考え方を生かしたサービスが提供できると考えますが、これらを踏まえて再度お考えを質問します。

それと、もう一つは、質問の中で住民参加のまちづくりに当たり、職員参加プランや住民参加プランが前回でもいろいろ検討されておるといふふうにお聞きしております。そこで、それらのプランが単独で行動するということになる、非常に町全体の計画の上でまとまったものになりにくいのではないかとこのことを考えまして、質問の中に体系化、それとその体系化に基づくアイテム、要するに一つ一つの項目ですね、それらを具体的に構造図のような図に示していただきたいというような意向を持ってご質問をさせていただきます。それについての回答がなされていないと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、特色あるIT社会の実現に向けてのところですが、ここはちょっと声を大きくして言わせていただきたいと思います。新聞等でよく出ておるとは思いますが、広島市の行政の動き方で、まず道路を考えてみたいと思います。道路の整備が西の方から順番に進んできております。西部新都ですね、そういったところの道路の整備というのは非常

に進んでおりますが、東部においては非常に遅れております。それと同じように、今回の質問ですが、これもやはり情報の道だと思います。特にその情報の道、高速道路は海田町には来ておりません。情報の過疎地といっても過言ではないと思います。例えば西地区ではケーブルテレビとかADSLとか、そういったものがどんどんと入ってきておりますが、海田町には今現在においてはISDNレベルですね。今やっとADSLの方の受け付けが開始されるような状況に入ってきております。

その道の大きさをちょっと表現してみたいと思いますが、光ファイバーにおいては大体10メガから100メガぐらいの伝送速度が可能になると思います。それが10月、広島市では先取って、光ファイバー、有線ブロードバンドネットワーク100メガというオーダーの、非常に高速道路の情報ができるといふふうになっております。

次に、広島市の方ではケーブルテレビ、これは2メガビットの伝送速度、ADSLも結構早くて、これはアナログなんですけど、1メガビットですね。今現在海田町で利用されている範囲としましては、ISDNの64キロ。だから、先ほどのADSLにすると20分の1の伝送速度なんです。先ほど町長さんがおっしゃられましたように、映像ですね。将来的には、21世紀においては当然映像を意識した情報が転送できるインフラ整備というものになってくると思いますので到底及ぶものではありません。8月のスケートボード教室のところでちょっとインターネット放送局というのを実験してみたんですが、あの時点でも64キロビットの伝送速度でインターネットを通してスケートボードの風景を放送してみたんです、仮にですね。そうすると、やはり映像がぎくしゃくぎくしゃくするというような現状なんです。それらをもう少しスムーズに進めていく必要があるのではないかとということです。

一番にやはり望みたいのは、民間の活力を利用した光ファイバー網の敷設をする、要するに誘導をしていくということですね。民間の誘導を図ると。

それから、2番目に高速インターネット通信サービス、これはCATVとかADSL等含まれると思いますが、これが2番目であります。特にCATVに関しては、今現在調査した段階では、私が調査したんじゃないんですが、新聞に載っておりましたが、約6割の人がケーブルテレビジョンの映像とか、そういうチャンネルを見るのではなくて、インターネットの活用を目的に利用されているというような報告がなされてきております。結局は多岐にわたる利用、それを踏まえたインフラ整備が必要ではないかと考えられます。

それから、3番目に第3セクターによる整備なんですけど、3セクはいろんな失敗談もありますので、これはあんまりお勧めじゃないんですけど、3セクなどの利用も考えられるんじゃないかと。

この質問に関しては過去にも質問されているみたいなんですけど、時代背景は現在変わってきております。二、三年でもうがらっと変わってきております。特色あるIT社会の実現に向けては、先ほど3つの具体例を出して提案してみたんですけど、それらの誘導や整備を考えてはと思います。これらを踏まえて再度ご質問を申し上げます。

次に、3番目の学校教育の基本に食育をという質問に対してのご回答をいただきました。私の一番に思う気持ちは、やはり特色ある教育を、昨日の質問の中の冒頭でも中岡議員の方の質問にもありましたが、やはり広島県にない、もっと言えば日本にない、もう少し大きく言えば世界にないような取り組みがもし海田町にできれば、非常に人の集まる町になるのではないかとというのが大前提なんです。そこで、今回の食育も今までに、国も今年の5月に学校での食についての調査研究協力会議というのを発足させております。これもやっと国が動くような状況ですので、早目にそういうものを打ち出して、やはり特色ある教育を売り物にして人を集めていくというようなまちづくりを考えられてはと思いますので、それらに関して再度質問するとともに、もう一つ、保護者などの協力を得るといってお話がありましたが、学校栄養職員、多分おられると思いますが、そういった方の教育への参加というものも踏まえていただければというふうに思いますので、それも再度質問したいと思います。

それから、最後の4つ目の質問ですが、特色ある産業の誘致をということなんですけど、先ほどのお話では、ちょっと確認なんですけど、今後の取り組みとしては県地域振興部に移すということに聞いておりました。それから、もう一つは、臨海部土地利用転換構想の業務に関しては海田町はどのように今からされるのかがちょっと聞き取りにくかったので、再度質問したいと思います。

それから、それら企業にいろんな働きかけをする、情報提供するというお話がありましたが、町としては結論をいつごろを目途にされているのかに関してご質問したいと思います。以上、再質問を終わります。

○議長（河野）企画課長。

○企画課長（木原）それでは、西田議員ご指摘のまず1点目、住民参加プランについてのご質問にお答えいたします。まず、ご提案いただきましたボランティア手帳というよう

なものということでございますけど、この住民参加の評価の方法につきましては、第3次総合基本計画に掲げております人材バンクの登用、活用の施策として、ボランティアポイントラリーの実施について、ただいま具体的な内容について検討に入りたいというふうに考えております。これは今回実施計画を策定しておりますけれども、これに当たり担当課から提案がございました。ただ、まだ若干方法論のところでも未成熟な部分が多くありましたので、今回再度企画部門と具体的な検討に入り、今回メニューには入ってはおりませんが、来年度以降メニューに入れて、実施に向けて具体的に検討していきたいというふうに考えております。これは、ご指摘のように、やはりスタンプをどこで押すのかとかいうような具体的な方法論で若干問題があるかなということで、すぐ実施には至らなかったというようなことでございます。

それと、今の職員参加プランと住民参加プランの体系図はどういうような図式になっておるのかということでございますけれども、とりあえず今回立ち上げましたのは情報技術活用計画ということで、情報技術というのはあくまで今のIT関係だけでなく、広報等も含めて、そういういろんな周知方法についていろいろ検討していこうということで推進本部を立ち上げました。助役を一応座長としまして立ち上げました。その下にももちろん幹事会であるとかワーキンググループであるとかというふうな形でつくるわけですが、それは職員の欄ということで、職員参加プランの方にワーキンググループを設置し、各課1名程度、若手の職員で、ホームページを自分たちでできる力をつけていこうということで、職員提案型のホームページをつくっていこうというような方式で今考えております。

それと、住民参加プラン側にしましては、もちろんホームページへのご意見であるとか、広報あたりに提案をいただきたいということで現在募集をしておりますけれども、まだ四、五件の提案しか来ておりませんので、これはまあ、これをひとつベースにしながらいろいろ考えていきたいということで、それを吸い上げて、また幹事会、推進本部あたりでそれを具体的に動かせるようにしていきたいというふうな体系にしております。

続いて、2点目のIT社会ということで、高速情報通信網の整備ということで3点ばかりいただいておりますけれども、全体的に考えますと、民間活力の誘導をどうするかというようなことであろうと思います。現実には、町で自腹で出資をして整備をするという考えは当面ございません。ただ、民間の方のかなりアプローチも最近増えてきております。

ただ、ケーブルテレビにつきましては、まだ広島市内の光ファイバー網への切り替えとか整備が中途であるということで、まだ東部の方へ手が伸び切らないという状況であるのは確かなんですけれども、こうした民間の活力を有効に誘導できる方法をさらに検討していきたいと思っておりますし、早くそういう時代が来るようにというように考えております。以上でございます。

○議長（河野） 教育部長。

○教育部長（山本） 食育に関します再質問にお答えをいたします。ご指摘のように、現在、知育、徳育、体育、その中に食育というものを位置づけてというご要望でございます。おっしゃるとおり、これからその食育について、こうした教育の中に取り入れていく必要があるというふうに十分認識をいたしております。基本的には、先ほど教育長が申しましたように、これから、平成14年度から総合的学習が本格的に始まるということの中で、取り扱うテーマとして非常に適切であるということで、そういった中で学校の方で取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それから、今もう1点ご指摘の栄養士の活用ということでございます。食の専門家であります学校の栄養士も積極的な、こういった中に参加、協力を得て食育をやっていく。1つの例とすれば、学校教育の中でチームティーチング、今やっておりますけれども、そういった一員として参画をしていくというのも1つの方法ではなかろうかというふうに思います。ただ、そのためには、この栄養職員が教えるという部分の力をつけていく必要があるわけございまして、今後こうした研修といたしますか、そういったものも県レベルで計画されておるようでございます。そういった研修を受けながら、そういう力をつけていきたいというふうに考えております。

○議長（河野） 建設部長。

○建設部長（池の本） 大量消費時代、使い捨ての時代から、再利用、再資源型の、いわゆる自然と産業が調和のとれた循環型社会を建設するということが求められておるわけございまして先の環境白書におきましても、エコロジーをキーワードとした新たな産業の育成が必要であると。さらに、現政権下におきましても、構造改革の中で新たな産業の育成が必要であるというようなテーマの中で、これらの事業を進めるに当たりまして、先ほどご質問をいただきましたように、県の方でそうしたことを中核となって引き受けていただくというような形で、私どもとしてはそれについて、土地利用等について協力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。そうした中で臨海部土地

利用転換構想の策定業務については控えさせていただくと、先ほど町長が答弁したとおりでございます。

それから、結論をいつごろ出すのかというようなご質問でございますが、企業活動にかかわる問題でございます。明確に期限を切ることにはできませんけれども、現に企業側におきましても県の側におきましても、そうしたテーマをもとに頻繁に折衝を続けておられるという中でございます。

○議長（河野）西田君。

○2番（西田君）再々質問で伺います。1番の住民参加プランと住民サービスの向上についてというところですが、やはり今からそういったプランを構築していくのに当たりまして、体系化をやっぱり必要とすると思います。それで、全体構想、海田町全体で体系化をつくるというのは非常に難しければ、例えばモジュールにして、あるセクションごとのまたその中に体系図をつくっていくというようなことで検討をしていただきたいと思っております。これは要望でよろしいと思っております。

それから、2番目に関してはもういいですね。

3番目のところの学校教育の基本に食育をというところなんです。先ほどの教えるという力量に関してですね、県の研修を受けてからというようなお話がありましたが、現時点では、総合学習においては地域の方々も随分参加されてきておりますね。あくまでもそれは現行の教員の方がつかれて、その下のサブのような形で地域の方またはPTA等、そういった方々、保護者の方々の協力を得た総合学習が今展開されておると思っております。だから、現実にはそういったところを踏まえながら、まずは導入してみられるのが一番じゃないかと思うんです、具体的にですね。サブでもよろしいかと思っておりますので、そういったところを即、早目に実行をしていただきたいという気持ちがありますので、再度そのお考えを聞きたいと思っております。

それから、4番目のところなんです。このエコロジーとか、そういったリサイクル関係のところに関してはやはり地球環境の問題、CO<sub>2</sub>の問題等も踏まえて、やはり非常に急ぐ必要があると思うんです。そういう意味で、やっぱりその時期をある程度明確にされて、そこを目標にどんどんいろいろな形で実行されていくことが必要だと思うんですが、そこらを踏まえて再度質問したいと思っております。以上です。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）食育に関して再度のご質問でございますが、現在栄養職員、小学校にし

か配置されておられませんけれども、この栄養職員が現実に、例えば栄養の観点から、あるいは健康づくりの観点からということで総合的な学習あるいは教科の学習、家庭科でありますとか保健でありますとか、こういう中へ直接かかわりながら取り組んで指導しておる実態もございます。ですから、現実にはそういう形で入っておるわけでして、これがさらに総合的な学習の一環として広まっていけばという願いを持っておるわけですが、総合的な学習のテーマにつきましては、基本的にはこれは学校が学校の特色を生かして取り組んでいくテーマでございますので、幾つかのテーマのメニューを学校へ提示しながら、学校の方でまた取り組みを進めていけるように環境づくりをしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池の本）仰せのように、急ぐ必要があるということはそのとおりだというふうに考えております。私どもといたしましても、できる限りの情報提供をしながら、企業の方の方の活動をバックアップしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（河野）5番、多田君。

○5番（多田）5番、多田でございます。1点、質問をさせていただきます。

スポーツ少年団の活動が子どもたちの心と体の健全育成に大きな役割を担っていることはだれもが認めていることです。ボランティアで指導されている監督、コーチの皆さん、また、お世話をされている保護者の皆さんのご努力には頭が下がる思いです。そして、来年4月より完全週休2日制がスタートします。スポーツ少年団にかかる期待はますます大きくなっていくことでしょう。その中で、今年よりグラウンド及び体育館の使用料を徴収されることになり、運営に大きな支障を来しております。大体どこでも同じだと思いますが、ソフトボールスポーツ少年団の場合、総額40万ちょっとの予算でございます。今年度は4万6千円の使用料を支払う必要が出てきました。昨年度は照明料として2万2千円でした。子ども1人1千円の会費で運営しているのですから、大変大きな出費です。スポーツ少年団の果たしている大きな役割を考えると無料にすべきだと考えますが、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）多田議員のご質問につきましては教育委員会から答弁をいたしますので、よろしく申し上げます。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木） 使用料免除に関してのお尋ねでございます。今回、行政改革の一環として公の施設使用料の全面改定を行いました、それとあわせて各種団体にかかわる減免基準につきましても見直しを行い統一を図ったところでございます。そうした中で、全額免除団体は海田町の行政機関や町に事務局を設置している団体、また、半額免除団体は町の補助団体、町内市立保育所及び学校教育法に基づく各種学校としておりまして、原則的には受益者負担の考え方を柱として、全額免除団体を最小限に限定しながら取扱基準を決定したものでございます。したがって、ご指摘のスポーツ少年団は半額免除団体に位置づけておりまして、今回の改正によって施設使用料の負担が若干増加する団体もあるようでございますが、団体の運営努力によって解決可能であるというふうに判断をしており、今後ともこの減免基準で運用してまいりたいというふうな考えを持っております。以上です。

○議長（河野） 多田君。

○5番（多田） 多分そう言われるだろうと思いましたが、ただ、スポーツ少年団というのが小学校のクラブ活動の1つとして位置づけられているところもあります。クラブ活動のないソフトボール、バレーボール、サッカー、これがスポーツ少年団として活動しているわけですが、もしクラブがあればそっちの方に恐らく入るでしょう。そういうことで、教育の一環でもあります。先ほど事務局が役場にあると言われましたが、スポーツ少年団の本部というのは一応教育委員会に確かあるんですよね。事務局ではないにしても本部はあります。

もう一つ言えるのは、多分自治会が、ですから子ども会が借りる場合は全額減免になるわけですよね。同じ子どもたちがスポーツするのに、子ども会では無料、スポーツ少年団では有料というのはちょっとこれは不公平であろうと思います。1つの考えとしては、海田小学校区の例えばスポーツ少年団でしたら、海田小学校区子ども会スポーツ少年団なら、じゃ無料になるんですか。スポーツ少年団の位置づけがちょっと違うとは思いますが、そういう形で申請したら、じゃ無料になるのかどうか、ちょっとお伺いします。

スポーツ少年団の子どもたち、今いろんな子どもたちの問題が言われていますが、非常に礼儀正しい子どもたちが多く。スポーツ少年団の活動だけではなく、ほかのボランティアにも参加したり、グラウンド、体育館の整備にも大変貢献していると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（河野） 教育部長。

○教育部長（山本） 子ども会を例に挙げて、スポーツ少年団との比較ということなのですが、基本的には今回の減免団体、特に全額免除団体につきましては、子ども会については自治会の中の1つの組織であるという1つの解釈をいたしまして全額免除、自治会として全額免除団体という解釈をいたします。この子ども会につきましては、各地域の子どもたちがすべて入っておられるというようなことも考え合わせて、こういう取り扱いをいたしております。

先ほど教育長の答弁の中で、その団体の運営努力によって解決できる範囲ではなかろうかというご答弁を申し上げたんですけれども、例えば今ご指摘の団体で申しますと、昨年と比べると2万4千円、年間利用料が上がってくると。例えばこれが30人のスポーツクラブ、団員であれば、月額六十七、八円の1人当たりの会費のアップということになってまいろうかと思えます。そういう考え方の中でいけば、どうにか会費の中で運営できるんじゃないかという判断をいたしております。

ただ、すべてのスポーツ少年団に、これは町の方から補助金も出してしております。この補助金の考え方は、ある程度そういう運営経費を考え合わせて補助金を出しております。今年1年、この状況を見まして、どうしても運営が難しいと、使用料が上がったためにスポーツ少年団の運営が難しいという判断に立てば、利用料を全額免除するのではなくて、そういう考え方の運営費補助の部分を検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（河野） 14番、山岡君。

○14番（山岡） 14番、山岡でございますが、数点質問をさせていただきます。

最初に、施設の盗難事件についてをお尋ねいたします。海田町で公民館などに相次いで盗難があったが、その被害届、事件後の対応について次の点について問います。①、施設の公金取り扱いのマニュアルはあるのか。②、被害届は警察にすぐにされたか、問うものでございます。③、被害金額の補てんはどのようにされたか、問うものでございます。④、新聞報道が遅れておりますが、何かこれには意図があったのかをお尋ねします。⑤、施設の管理責任についてどのような処分をされたか、お尋ねをいたします。

次に、職員の募集についてお尋ねをいたします。今年度も職員の試験をされておりますが、6月議会で問題になった試験、選考による採用が、多くの町民から問い合わせが絶えない今日であります。町長の権限によるものと答弁されましたが、今日の就職事情

では理解できませんので次の点についてお尋ねをいたします。①採用試験は競争が原則ですが、前例のない選考による採用、選考委員会の規則、規約についてお尋ねいたします。②選考採用の場合、特にすぐれた能力、技能がある方でも、論文、作文などの提出が常識ではないかと思いますが、どのようにされたか、海田町ではどうであったか、お尋ねをいたします。

次に、子どもを守るための対策についてをお尋ねします。池田小学校での児童の殺傷事件は、子どもを持つ親に大きな衝撃を与えました。学校でこのような事故が起きるとは、まことに遺憾にたえません。海田町の小・中学校で子どもを守るためにどのような方針で取り組んでいるのか、次の点についてお尋ねをいたします。①学校全体、セキュリティによる装置など設置して、校内の安全対策を徹底的にしたらどうかを問うものでございます。②登下校の引率、校外指導員を増員して警備体制の強化が必要でないかと思いますが、教育委員会の答弁をお願いします。

4、職員の健康と組織についてをお尋ねします。以前にも質問しておりますが、職員が心身の問題により長期間休んでいる者が異常に多いと聞きますが、原因が疾病の場合とメンタル面の場合では少し状況が違っているかもわかりませんが、当然職場の雰囲気も悪く、業務に影響が出るのではないかと危惧しているのです。次の点についてお尋ねいたします。①現在何人休んでいるのか、その内訳はどうか、お尋ねをいたします。②職員が休んでいる期間の給与などの取り扱いはどうなるのか、具体的にお願ひいたします。③他の職員にしわ寄せが来るわけですが、それは、業務量と職員数をどのように判断しているのかを問うものでございます。④職員の健康面での指導、管理、把握はどのようにしているのか、具体的にお尋ねをいたします。

次に、合併についてお尋ねをします。地方分権による合併機運が高まる中で、海田町議会も合併調査特別委員会もできました。さきの広島県広域推進室長による勉強会によりますと、2002年までに協議会設立を強調されておりますが、次の点について町長に尋ねます。①協議会の設置について町長の見解を問うものでございます。②海田町の合併建設計画について町長の考える将来の町の構想について何件か具体的に住民に示す時期に来ておると思いますが町長にお尋ねをいたします。③安芸部陸地3町合併調査研究会をされておると聞きますが、これらの協議の内容について問うものでございます。④海田町独自の研修はどのようにされているかお尋ねをいたします。

次に、土地開発公社の現状についてお尋ねします。行政改革に関連して海田町土地開

発公社の役割について問うものでございますが、①海田町の場合、その機能として町の土地の先行・代行買収機関としての役割が大きいように思いますが現状はどうか。また、主な収益源は何かを問うものでございます。②4月以降専従職員がいないのではないかと、業務はだれがされているのかをお尋ねいたします。

次に、都市機能、施設の充実についてお尋ねします。自家用車が普及している現在、駐車場は必要不可欠のものです。海田町の中心部には町営の駐車場がないので不便だとの話をよく聞きます。現実の問題として海田市駅南口の不法的な駐車は目に余るものがあるし、町外から来られても非常に不便ですし、印象も悪くなっております。中心市街地活性化計画では整備の計画があるようですが、今すぐ公の駐車場を中心部に整備される気はないか。有料でもいいから早急に整備を考えるべきだと思うが、町長にお尋ねをいたします。

次に、委託とV E方式についてをお尋ねいたします。町の発注する公共事業、基本計画等、多くの業務委託があるが、これらの委託には専門的なものや資格のある職員でできるものがある。コンサルタントや業者の提案応募による公募等を各自自治体でも採用しているが、委託V E方式についてお尋ねをいたします。①業務委託にするか、役場でやるのか、判断の基準はどのようにして決めておられるのかをお尋ねします。②特に建設工事の委託が多いようですが、専門資格者がいないのか、また県からの指導なのかを問うものでございます。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）山岡議員ご質問の2点目、4点目、5点目、6点目、7点目、8点目につきましては私から、1点目と3点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

それでは、職員の募集のご質問についてお答えいたします。選考委員会の規則、規約についてでございますが、職員の採用の適正を期するため、本町には職員採用選考委員会規程を制定しております。内容は設置、所掌事務、組織、委員長、会議、書記、委任規定の8条から成っております。委員長は助役をもって充て、委員は職員のうちから4名任命をすることになっております。委員会は、採用候補者について審査選考することになっております。

次に、選考に際し論文、作文の提出が常識ではないかとのご質問でございますが、選考によって任用を行う場合には、判定方法として必要に応じて論文なり作文を提出させることもできますが、今回の場合、特殊法人の正職員として長年勤務をしており、職務

を執行していく能力の実証として、今までの経験、勤務成績、健康状態から職責に耐え得ると選考委員会で判断し、作文等の提出を求めなかったものでございます。

次に、職員の健康と組織のご質問についてお答えします。9月1日現在の長期休暇者は、病気休暇者が4名、病気休職者1名の計5名となっております。

2点目の職員の休んでいる期間中の取り扱いですが、職員の病気休暇中の給与につきましては、90日間は交通費を除いた給与全額を支給します。90日を超えますと、引続き病気休暇もしくは長期の場合には分限休職扱いとなり、病気休暇の場合は給料の半額が支給されます。また、分限休職につきましては、1年間、給与の8割が支給されます。その後は、市町村共済組合から傷病手当金として1年6カ月間、給料の8割が支給されます。

3点目の業務量と職員数でございますが、職員が休んだ場合、当然他の職員にしわ寄せが来るものでございますが、病気休暇者につきましては、異動で対応しなければならない場合は人事異動を実施し、また、課内で対応できる部署につきましてはお互いに助け合って業務を執行しておりますが、休暇が長引くようであれば、臨時職員での対応も考えております。

4点目の職員の健康管理につきましては、よりよい行政運営を進めていく上で、職員の心身両面にわたる健康保持・増進は重要な課題と受けとめておます。毎年、全職員を対象に人間ドックや定期健康診断を実施しており、受診結果につきましては産業医による健康指導を行い、自己管理の徹底を図っております。メンタルヘルスにつきましては、本年度はストレスの解消法やメンタルヘルスの基礎知識等の研修を3回実施しております。今後も職員の健康保持・増進を図ってまいります。

次に、合併のご質問についてお答えいたします。第1の協議会につきましては、議会のご意見も踏まえながら、合併の具体的内容を協議する場である任意の協議会の設置が検討されるべきであると考えております。この協議会は町の代表、町議会の代表と市の代表、市議会の代表並びに県の職員で構成されるものであり、町だけで進めていくものではございません。町と議会が両輪となって、市側との協議がなされるべきものであることは言うまでもございません。

第2の合併建設計画につきましては、町と市との協議の上で策定されるもので、合併協議会で検討されるべきものでございます。したがって合併協議会を設置していない現段階では、住民に対して具体的な合併建設計画を示すことはできません。

第3の安芸郡陸地部3町の合併調査研究会につきましては、7月16日にこの研究会を発足し、3町の行政比較資料を今年中に作成する方向で決まりました。現在、各町の担当職員で行政比較資料の作成作業を進めております。

最後の研修につきましては、5月に熊野町で安芸郡陸地部の町の勉強会といたしまして開催された合併に関する講演会に職員17名が参加しました。今後も折を見て、県の職員の協力を得ながら、今年度中にもう1回職員を対象にした研修を開催したいと考えております。

次に、土地開発公社の現状のご質問についてお答えをいたします。海田町土地開発公社については、6月定例会で経営状況を説明しておりますとおり、平成12年度決算では収入116万5,139円に対し、支出690万3,637円で、単年度収支は573万8,498円の赤字となっております。公社の主な収益源は、町に売却する際の事務費と受取利息によるものでございます。土地開発公社の業務は建設部監理課において行っています。

次に、都市機能、施設の充実のご質問についてお答えいたします。交通結節点であり、商業の中心的役割を担う駅周辺部に町営の駐車場が必要であり、急ぐべきであるとのご指摘につきましては、町民の利便性確保の上からも仰せのとおりであります。しかし、駅の南は区画整理事業、北は連続立体交差事業や都市計画道路青崎中店線の事業実施が迫っており、駅周辺部において早急に駐車場を設置することは難しいと言わざるを得ません。今後、中心市街地活性化を進める中で地元地権者の方々や関係機関とも協議しながら、町民の利便性確保について意を払っていきたいと思っております。ご理解いただきたいと思えます。

最後に、建設工事等の設計委託のご質問でございます。1点目の業務委託か町の直営かの基準は特に定めておりませんが、維持補修的な工事等、比較的簡易な工事につきましては職員が設計を行っております。しかし、専門的な知識を要する土木の設計とか複合的な知識を要する建築設計等については委託で対応するという判断基準で業務委託を行っております。

次に、2点目の専門資格者がいないのか、委託は県等からの指導なのかというご質問についてでございますが、本町の技術職員のほとんどは有資格者であり、一部専門的技術を要するものを除いて、測量や設計業務を行うことは可能ですが、技師1人当たり年間20件以上の工事を担当する現状では、その設計業務に専念するほどの時間的な余裕

もなく、その時間を埋めるには器材、電算ソフト、情報収集力も必要であり、継続的に同種の業務があれば投資効果が出るとは思います、本町の規模で費用対効果から比較すると過剰投資になると思います。

次に、設計と施工の分離は県の指導なのかについてでございますが、かつての市町村では技術者の特殊性や不足等の中、職員による設計・施工監理を行っておりましたが、その後、高度成長時代を背景に土木・建築等の設計・計画技術の進歩も顕著で、設計施工の弊害を回避するため、国・県等による設計・施工分離の行政指導によって、今日の設計・施工分離がなされ、全国的に公共事業の計画、設計部門の多くを業務委託とし、その設計に基づき、施工部門全般を行政の技術職員が執行して、地域住民のニーズに込えているのが現状でございます。

それでは、1点目、また3点目につきましては教育委員会から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）盗難事件についてのお尋ねでございます。ご質問第1点目の公金取り扱いのマニュアルについてでございますが、公金の取り扱いは財務規則に明確に規定されているところでありまして、これからも財務規則に則って適正に処理されるものであるというふうにとらえております。

2点目の被害届についてでございますが、どの施設も館長が確認後、直ちに海田警察署に届けております。

3点目の被害金額の補てんにつきましては、公金は全国町村会総合賠償補償保険の対象となりまして、全額補てんされております。

4点目の新聞報道につきましては、被害者として、報道機関に連絡をする立場にはなく、取材もなかったためでございます。

最後に、5点目の処分につきましては、海田町職員懲戒審査会の審査の意見を受けて処分いたしております。

続きまして、子どもを守るための対策についてお答えをいたします。児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理の問題につきましては、先般、桑原委員のご質問にもお答えしたところでございます。1点目の学校全体のセキュリティー対策につきましては、設備として考えられるセキュリティー対策として監視カメラ、あるいはカメラ付きのインターホン等の防犯設備の設置も考えられます。しかし、多くの善意の来訪者への対応につ

きましては、出入り口の限定や、立て札・看板等の設置、来訪者の受け付けや声かけによる身元確認、来訪者への名札等の着用など、教職員で対応することといたしまして、本町では、あつてはならないことですが、万一不審者が校舎内へ侵入した場合の安全対策として、各教室へ押しボタン送信機を設置いたしまして、事務室の受信機に異常があつた教室を知らせる緊急警報システムの設置によりまして安全確保を図りたいと、こういうふうを考えておるところでございます。

2点目の登下校の引率、校外指導員を増員して警備体制の強化をすることにつきましてでございますが、現在、集団登校及び複数での下校を実施しております。低学年等々でございますので、学年初めや悪天候、不審者の情報等がありました場合などに、PTA、保護者及び教職員で対応し、安全確保に努めておるところでございます。

また、学校内及び学校周辺の安全対策といたしまして、各小・中学校及び保育所の警戒巡回業務委託を、さらに児童・生徒及び教職員に携帯用の防犯ブザーを持たせ、学校生活に限らず登下校の安全確保を図りたいと、こういうふうを考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）それでは、再質問をさせていただきますが、今、教育長から説明がございました1点目の各施設の公金マニュアルについての再質問でございますが、これはもちろんけりゃいけんものでございますが、今回の事件に対してそのマニュアルどおりにできてなかったからとられたわけじゃないんですか。盗難に遭つたんじゃないんですか。そういうことに対して、後からこれは恐らくマニュアルはつくつたんじゃないかというような気がするんですよ、私は考えたら。と申しますのが、被害届を警察にすぐ出しておられるという今の答弁でいきますと、私の調べた中で、海田東公民館に4月の18日に入ってるんですね。図書館に5月9日、児童館に5月12日、5月14日に海田公民館に、4件続けて入ってるんですよ。届けてあつて、警察で情報を提供したら、この事件が、中国新聞の報道が6月9日に初めて熊野でひっかけた報道をしておるわけなんですよ。なぜその報道が遅れたんかということ、新聞を切り取って見ておりますが、1件目に早く報道をしておつたら2件目、3件目の盗難は防げたんじゃないかということ、私は強調したいんですよ。事件が済んで、まとめてこういうふうな処理をされたというふうにしかなれないわけですよ。

ですから、海田警察にもちょっと問い合わせてみたんですが、こういう機密事項は今

いろいろ内部事情で、警察もいろんな問題があるからできませんと。はっきり我々が行ってから、何日どこらで何ぼとったというのはできんという回答を受けましたんですが、事実これだけ報道に、届けがあったら必ずそれは即には出しは出るべきだと思うんですよ。新聞報道に早く出ていたら、これは防げたんじゃないかと。

それで、次の問題ですが、被害の金額の補てんの問題ですが、保険で払う。昨日の交通事故の問題と全く同じことなんです。保険でやれば処置ができる。しかし、公金の取り扱い等、どこにあってとられたのか、引き出しに入ってとられたのか、金庫にあってとられたのか、そこらのことをはっきりした説明をするために、今回いろんな設備を170万もかけて各施設に金庫をつけたり、セキュリティーの問題もつけたでしょう。そういう1つの事件があった後の処理が十分にできていない。ただ我々も報告を受けただけでね。ちょっとそこらがどうもね、このままじゃ保険はすぐ、例えばとられた人にすぐ払ったんですか。その間は、保険の入らんまでのその金はどうしたんですか、ちょっとお尋ねいたします。

施設の管理責任の処分をされた。どういうふうな処分をされましたか。文書警告か口頭か。昨日の交通事故でも一緒なんです。口頭で注意。処分の規定があったら、何でされたか、これをちょっと教育委員会にお尋ねをいたします。

次に、職員の募集問題でございますが、今までになかったことで、選考試験にして、能力と体力も十分にあるという選考委員会の部長さんらがしっかりされたわけですからね、それだけの責任は持っていただけだと思うんですが、現在の就職状況から、社会情勢からいって、試験もなしに入れるような会社だったらどこでも行きますよ、特に役場じゃったら。それを、能力が十分にあった。今臨時にしておる人は皆入りたいんですよ。試験を受けずに、テストも受けずに、論文も作文も出さずに、面接はせんでも毎日来ておるのでわかるんですがね、そういう採用の仕方が海田町であるんだったら、皆さん海田町へ殺到しますよ。今後もそういう選考試験が、過去にない例をされたから、けさの新聞にも奈良の方の市長さんが職員の採用の問題で大きくでかでか載っておりましたがね。それは海田町はないと思います。なくても、それだけ皆さんが関心を持っておる、公務員試験に対して。そして、公務員のあるべき姿、日常の私生活を含めて皆さんが関心を持っておるから、我々にも電話とか投書とかで、海田町はどうなっとるんか、うちのも入れてくれえやということをお願いするんですよ。選考試験では入れるなら、今、県の1次試験の委託をお願いしておるでしょう。これをやめなさいや。選考試験で入

れるんじゃないから頼む必要はないです、海田町ですらなんだしたら。それをちょっと思うんですが、何もせずには入れるんでしたら、そこらをはっきりしとってください。今後のことでもありますし。今回も何人かの、100人以上の方が応募しておるといように聞いておりますが、海田町の採用はどうであるか、町民が非常に関心の高いことですから、もう一度今の職員採用、選考について今後どうするか、今回、今年度はどうするか、しっかり返事をしてください。

次に、子どもを守る対策でございますが、開かれた学校づくりということで、教育長は議会のたびに開かれた開かれたと言うんですが、本当に開かれているのかどうか。昨日もいろいろ質問が出た中で、子どもを守るためにどうしたらええんかというたら、学校評議員会というのをつくったと。これ、昨日も資料をもらったら、学校評議員会は4月にできておるんですよ。評議員の選任もできておる。広報で出したことがありますか。選任した人がどんな人になって、広報を出したことがありますか。学校のそういう広報とかチラシでも出して、西海田小学校・中学校の学校評議員はこの方になっていただきました。地域のいろんな関係を相談するためにはぜひというようなことが、広報なんか出すべきじゃないんですか。昨日、議会で初めて質問があつて、資料をとったらこういうことです。開かれてはおらんですよ。そこらを十分に把握をしとってない。ただ、今のマニュアルといいますか、設置要綱を見たら、校長に権限を与えて1年間というふうなことを書いてありますが、1年間で、私はこういうようなことでもかなり重要性を持った、役所のこれはいろんな規約なんですね、これを読んでも、この中に校長校長ですが、実際に校外補導の生徒を守るのは学校の先生でもかなり大きなウエートがあるんですよ。何でこれは教育長、先生がこの中に入っていないか。校外指導員とか、学校の先生の、10人も入るんだつたり、6人ぐらいの先生を入れたらどうですか、校長から選任させて。その点について、お尋ねをいたします。

それから、警備体制の問題ですが、集団登校がいいとかいうのはわかるんですが、いつまで続くか。お互いに皆家庭を持って、先生もポケットベルを持っておつても、今、携帯電話も普及してどんどんやっておる時期です。そういうふうなポケットベルなんかは国とか県の補助が出ておるといふふうに思っております。昨日の新聞ですが、兵庫県の県警と教育委員会が連結したシステムもできておるといふふうに出ておりますが、広島県はどういうふうになっておりますか。海田はどういうふうな対応をして、これらの補助に対して対応しておられるか、その点についてお尋ねします。

次に、職員の健康と組織についてでございますが、これは非常に大切なことですね。やはり職場の雰囲気、風通しが悪いんじゃないかというふうにとります。何人か休んでおられるんですね。それは本当に気の毒なんです、一日も早く復帰していただいてやっていただきたいんですが、そして今度この方らが帰ってきたときに処遇はどういうふうにするのか。部付、部付でずっと部付で置いておられるのか。必ず総務部付でやられて、一方でどういうふうな対応をされるのか。その点についてもう一度。

メンタル関係の講習を何遍かしておられるというんですけど、そのメンタルの、ただ講習会を集めてやりゃいいんでなしに、心身ともにいろんな問題があるのは家庭を含めてですよ。一緒になってこういうメンタルの教育というんですか、勉強をしていただくにゃいけんと思うんですが、その点について、ただ職員だけにこういう指導をするのか、また家族ぐるみの、一緒になって協力していただくような体制の文書の配布でもいいじゃないですか。そんなことをしたことがあるのかどうかをお尋ねしておきたいと思いますが。

それから、管理職の手当。町長の答弁の中には、私が聞いた管理職手当というのは休職中には一切出んのか出るのか、もう一度確認したいと思います。

次に、合併問題でございますが、町長の今の答弁では議会の協議会と協議の上ということ強調されるんですが、私がお尋ねしておるのは、町長の考え方を聞いておるわけです。議会の対応とか広島市との協議というのは別個なんです。町長がどうされるのか。けさの新聞でも出ておったでしょう。宮島町が廿日市につくのか。町長は廿日市につく、議員はどうだというふうな決断を迫られたときのことを出しておられるんですよ。今の町長の答弁では、議会と協議の上とか、それから今の次の問題についても、合併建設計画、これは合併問題が海田町に浮上して、広島市から何回も勧誘といいますか、合併しよう、合併しようと言われてきたときに、町長は以前に青写真を書いてこいと持ってきたこともあるじゃないですか。それなのに、あれから何年たっておるんですか。海田町で今さら協議の段階ではないですよ。この部分とこの部分を、昨日ありました文化センターの問題とか温水プールの問題とか福祉の問題とか、これだけは合併の条件だというぐらいの構想は持っていたかにかいけん時期になっておるんですよ。それらはどういうふうにご考慮されるか、町長、はっきりしてください。

そして、3番目の安芸郡陸地3町、坂は坂ですよ、熊野は熊野。海田町のことを聞きよるんですよ。海田町はこうやるんだと。そこをはっきりしていただくのと、人口規模

も財政規模も全部違う町村が何遍協議しても一緒ですよ。自分のところを守るしかないんです。ですから、海田町がどうするのか、町長の考え方を聞きよるわけですから、はっきりしてください。

それから、海田町独自の研修というのは、陸地班でしよる。陸地班で何遍しても同じです。海田町の職員の中でどういう意見が出るか、そういう合併に対する協議をしておるか聞いておるわけです。坂は関係ないですよ。熊野も関係ない。その点についてお尋ねをします。

開発公社の問題ですが、確かに現在はあんまり活動がされていない。東広バイパス以後、こちらの方でかなりなんをしておるんですが、開発公社は海田町に対しては今から駅南口に対しても大きなウエートを占めてくるんですよ。開発公社の職員をどういうふうにしておられるのか知りませんが、恐らく今回の採用の問題を含めたら職員が開発公社にいないんじゃないかと思うんです。県庁へ来られて聞いてみたら、開発公社には専従の職員を置かにかいけんような条例ですか、規約が来年度できると。平成14年度からできると。今までは何じゃったんかと。海田町はそれじゃ間借りをして、そういう仕事はだれがしておったんかということを知っておるわけなんです、そこらをはっきり、監理課が持っておっても、監理課のだれが担当でしておったか、もう一度お尋ねしてみたいと思います。

それから、都市機能の駐車場の問題なんです、商工会に、海田市の北口に駐車場をということでさくをして設けております。その実態の把握ができていない。どういう形で、無料で置いておるんですが、例えば朝行って晩まで車が出ていないということが多々あるんですよ。そういうような把握を町がどこまでしておられるか、その点についてお尋ねいたします。

そして、現在では病院でもどこでも、スーパーでも有料で、30分以内であったら無料とかいう形で有料的なものの駐車場をたくさんつくっているんですよ。それでもして整理しなかったら、今のままで、かぎを預けているからそのままええというんじやったらいけないんですが、その点について町長のお考えをお尋ねします。

次に、委託の問題でございますが、委託というのは非常に難しいということで、いろいろと委託に対しての勉強会もたくさんやっておられるんだそうなんですが、今、町長の答弁の中では技師1人20件の仕事というふうな数字的な問題ですが、それは100万の仕事もあるかわからん、1億円の問題もあるかわからん。それらを分析しまして、そう

したら今年度、平成12年度は委託はどのぐらいした、職員で委託をせずに設計とかそういうようなことができたものが何件あったか、平成12年でもいいです。数字がわかれば教えてください。

それから、バリュー・エンジニアリング、VE方式という答弁が抜けておるんですが、これはどういうふうな解釈をしておられるのか知りませんが、公共工事を、海田町の工事よりまた大きいものに当てはまるのかもしれませんが、とにかく工事の請負契約第9条2の規定に基づき、契約締結後に設計図面に定める工事目的の機能、性能等を低下させることなく請負代金を安くさせることというふうにこれは明記してあるんですね。非常にいいことじゃないかと思うんですね。やることは間違いなくやってもらっても値段が安くなる。そうすればもう少しほかの仕事ができるということなんです、これが今は各自治体で検討をされ、いろんな提案を業者が持ってこられて、うちの技術力でこれだけのものだけでこれだけのことができるようになりましたという提案方式的なものだと思うんですが、それらを海田町では今までやったことがあるのか、今後こういうことに対してどういう取り組みをされるのか。以上、再質問をお願いします。

○議長（河野） 暫時休憩します。再開は55分にします。

~~~~~○~~~~~

午前10時38分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野） 休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。山岡議員の再質問に対する答弁からですが、学校評議員制度については、これは質問外になろうかと思うので、これは質問に合わないということで取り計らいたいと思いますので、よろしく。では、再質問に対する答弁から。

○14番（山岡） ちょっと議長、これはね、学校評議員制度の件は、私の質問は子どもを守るための対策。これは、学校評議員改革というのは子どもを守らんでええと言うんですか。関係ないんか。教育長、ちょっとそこらを。

○議長（河野） それは後にして。再質問の答弁から。教育長。

○教育長（李木） 教育委員会に対します2件の項目についての再質問がございましたが、そのうちで処分のことにつきまして私の方から、あとのことにつきましては部長の方からご答弁いたします。

教育委員会には、ご存じのように懲戒審査会というふうなものを持っておりません。したがって、今回のこの件に関しましては、海田町の方の職員懲戒審査会の方の意向を伺ったわけでございまして、それに基づいて処分をいたしたわけでございますが、管理職1名が文書による訓告、それから職員1名が口頭厳重注意と、こういう処分をいたしております。

○議長（河野） 教育部長。

○教育部長（山本） 再質問1点目の公金マニュアル、その当時できていなかったから盗難に遭ったのではないか、被害に遭ったのではないかというご質問でございます。以前から財務規則の中で、これは第89条になりますけれども、公金についての取り扱いはこうなさいというものがございます。その中に、公金等を保管しなければならない場合は堅固な容器に保管しなければならないというふうに規定をされておまして、通常こういった取り扱いをいたしております。そうした中で、1施設につきましては堅固な金庫がありながら、金庫の中に保管していなかったということで、先ほど教育長が申しましたような処分をいたしております。

もう1点、事件の後、そういったきちとした処理ができていないのではないかとというようなことでございますけれども、そういった事件の反省のもとに、先般6月の議会でもって、金庫あるいは各施設のセキュリティーをすべて対応いたしましたところでございます。

それからもう1点は報道について、早く報道しておけば連続した盗難が防げたんじゃないかと。確かにおっしゃるように、結果論として考えてみれば、そういったことがあろうかとも思います。しかしながら、基本的には被害者である立場で報道機関に通告をする、通知をするというのは一般的にはそぐわないというふうに考えております。

それからもう1点、学校の安全対策について国・県等の補助が出るのかということでございますけれども、現在国の方から通知が来ておりますのは、公立学校における平成13年度中に行う学校の安全対策、緊急対策に要する経費につきましては、地方債や、あるいは特別交付税による財政措置を講ずるといふことの通知が来ておりますけれども、まだ具体的な指示は来ておりません。ご指摘の補助金、補助については、これはないものというふうに理解をいたしております。

○議長（河野） 助役。

○助役（石原） 職員の募集につきまして、3点ばかりお答えいたします。

まず1点目の、職員の募集、採用を試験でなくて、なぜ選考によってやったかということでございますけれども、実は昨年度の試験を終えた後、年が改まりまして、今年1月になりまして結婚ということで1名退職というのがございました。また、先ほど職員の健康状況についてもるるご答弁いたしましたように、職員の健康管理上もかなり問題があると考えられ、またあわせて時間外勤務等の状況を勘案し、こういう状態であると少なからず業務に支障が生じるであろうと判断いたしまして、選考委員会におきまして選考したわけでございます。

それから、2点目の公務遂行能力の実証につきましては、先ほど町長からもご答弁申し上げましたとおり、勤務経験、勤務実績、それから健康状態等から、職責に十分耐え得るものであると判断したわけでございます。

さらに、今後、選考するののかというご質問でございますけれども、今のところ選考するという事は考えておりません。

それから、4点目の職員の健康に関する中で、部付の処遇はどうするのかということでございますけれども、健康の回復状況を見ながら、適正な配置を考えております。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）メンタルヘルスの教育でございますが、家族を含めてやっているかということでございますが、現在全国的にそういうメンタル面の障害が多いということも含めまして、共済だよりでいろいろと取り上げられております。その共済だよりにつきましては、全職員につきまして配付しておるところでございます。

それと、管理職手当は支給しているのかということですが、職員の給与に関する規則で、その月の1日から末日まで休んだ場合は管理職手当は支給しないということになっております。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）合併問題についてご答弁申し上げますが、合併建設計画については本町で策定した第3次基本計画に掲げる事業を要望してまいりたいと、こういうふうと考えております。

それと、安芸郡の陸地部、坂、熊野町はもう関係ないじゃないかということについてのご質問でございましたけれども、安芸郡内陸部の町としてこれまで一緒に勉強してきたと、こういう経緯もございます。現在、行政比較資料の作成をするということで進めておるところでございますが、3町で合併ということではございませんので、そのよう

にご理解いただきたいと思います。

○議長（河野） 監理課長。

○監理課長（木原） それでは、土地開発公社の現状につきまして、再質問にお答えさせていただきます。山岡議員ご指摘のとおり、開発公社は町の意向を受けまして、先行取得をすると、それで事務費をいただいて経営をしていくと。これが大原則になっております。ですから、その経営が事務費分で経営費用が出ないということになれば、当然、組織として成り立たないということになりますけれども、成り立たないのであれば必要でないではないかという議論も出てくると思います。ただ、先ほども言われましたように、海田町は今から大きな事業を始めていく中で、本当に開発公社がこれから必要でなくなっていくのかどうかという論議からしていかなければならないのではないかとこのように思っております。我々が今現在思っておりますのは、開発公社単独での業務運営というのは非常に難しいという現況に来ていると思います。ただ、先ほども申しましたように、だからといって開発公社はなくていいということにはならないと思いますので、今現在、町と開発公社の間でいろんな議論をしておりますけれども、来年の4月から公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律という法律が施行されます。これらあたりとの整合をとりながら、派遣職員でやっていくのか、現実の開発公社の単独で採用して運営していくのか、これらあたりを今検討しております。

続きまして、北口の駐車場の件につきましても監理課が管理しておりますので、答弁させていただきます。議員ご指摘のように、今、北口の町営の土地につきましては、当初の目的を逸脱した使用をされていることは我々も十分承知しております。本当であれば駅前商店街の活性化のための、商店街にいらっしゃる方の駐車場ということで貸し付けたわけですがけれども、現在その機能が実際に果たされているのであろうかということになれば、非常に疑問に感じております。我々もそこに駐車しております車につきまして幾度となく見てもおりますし、現地も調査しています。ただ、貸し付けているものから、駐車禁止のマークを我々が張れない。駐車禁止区域でないので駐車禁止も張れないと。非常に難しい立場に立っております。これにつきましても、商工会等とも今話をしておるわけですがけれども、今から先大きな事業があそこで始まりますので、この駐車場自体が存続できるかどうかということも含めて今検討しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野） 建設課長。

○建設課長（久保）山岡議員の委託件数並びに町の直営での設計件数の再質問にお答えいたします。業務委託件数につきましては、ほぼ事業課全体の件数は把握しておりますが、残りの直営部分はちょっとすべてを把握できておりませんので、建設課中心に説明をさせていただきます。

まず、業務委託件数でございますが、平成12年度、建設課が2件、13年度におきましては0件でございます。13年度は現在までの数値でございます。それと、都市整備課、平成12年度7件、平成13年度13件、区画整理事務所、平成12年度2件、平成13年度8件。下水道課、平成12年度2件、平成13年度3件、水道課は平成12年度に1件、それと平成13年度に3件となっております。それと、役場の各課からの建設課へ委託がございます営繕工事、特に建築関係でございますが、これにつきましては、平成12年度2件、平成13年度4件となっております。

それと、じゃ直営の部分はどのぐらいになるのかということでございますが、建設課で言わせていただきますと、土木が箇所づけがある工事件数が大体年間約30件余り、それと、建築関係、いわゆる営繕でございますが、それが25件から30件程度ございます、毎年。それと維持補修的な工事、いわゆる補修工事が年間約80件から100件程度、各町民さんからの要望とか、そういうもので出てまいります。ですから、そういう中から、先ほど申し上げました委託をこの件数発注しておるとというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）V E方式の導入についてのご質問についてお答えいたします。V E方式につきましては、設計V E、入札時V E、契約時V Eという3つの方式がございます。基本的には発注者の技術力に加えまして、技術開発の著しい分野等で個別具体の民間の技術力がある場合において、これを一層広く活用することにより、品質の確保、コストの縮減などを図ることが可能となるような工事を対象とするものでございます。

導入に当たりましては、導入による効果と発注者の審査事務等をも勘案して対象工事を適切に設定する必要があると言われており、基本的には相応の効果が得られる一定規模以上の工事を対象とすべきであると考えられておりますが、各発注者ごとにその有している技術力に大きな格差があることや、発注する工事の規模や内容等が様々であることから、一律に対象工事の規模や内容を定めることは適切ではなく、各発注者において適切に判断すべきものと考えております。このようなことから、現在各発注者におきま

しても本格的な導入に向けてのマニュアルづくりが今進んでいる状況でございます。

本町におきましても、このVE方式の導入につきましては、これから研究していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）それでは、再々質問をいたしますが、今の公金の取り扱いの関係で、確かに今処分をされたということをお聞きですけど、本当に形式的のような処分で、本当に性根が入っているか入っていないか。公金とかお金の関係は、役場の中では指定金融が入って毎日一生懸命それを整理しておられる。出先ではそれぞれ係がおられて、その係の管理責任者がその公金についての取り扱いをしっかりと把握して、例えば銀行とか農協なんかへ持っていき、それが仕事ではないかと思うんですね、取りに来てもらうとか。先般もちょっとこの件についていろいろ私が町内で事情を尋ねて歩いたら、以前に町民センターで拾得物、町民センターの中でも何か物が落ちておったやつが届けていなかった。交番へ持っていったらしかられたというような話を聞いたんです。本当かうそか知りませんが、ない話が出ることはないんですが。そして、拾得物の場合は1週間が限度なんですね、預かるのが。そういうことが教育委員会の方にとか、町民センターだったら福祉ですか、報告があって、どういうふう処理されたかということについて再度お尋ねいたします。

次に、職員採用の問題でございますが、今後しないということなんですが、海田町の場合は常に職員採用は若干名ということであっている、採用をね。実際には職員数とか、さっき助役が言われた健康の回復状態とか健康のなにでいけば、技術職が何人、保母が何人、事務職が何人というのははっきりわかるわけなんですよ。それをはっきり明記しないから、我々もそれに対する不安が募るわけですよ。よその研修なんかへ行ってみましても、この間も高砂市へ行ってみましても、はっきり事務職何人、保母さん何人ということをお明記して募集をしておったんですよ。

それと、今回のようなことが次にあればこれは大変なことなんですけどね、補欠ということを一応どこでも期間を決めて、10カ月間にそういうことが、例えばさっき言われた結婚とか、あり得ることなんですね。結婚とかお産とかいうことはあり得るんですが、そういうことに対処したことができていなかったんじゃないかと。ですから、こういう選考をせにゃいけんことなんですけどね。

一部職員の中でも、この間も何回か町民から指摘を受けるんですが、町民が役場に行

っても十分それに対応できるような話ができん人がおるということを、指摘を二、三私も受けことがあるんですよ。だれということとは言えませんが。そういうことを、選考試験とか筆記試験とか面接試験とかしたときに、選考委員会の方が、1次試験が筆記試験なら、論文とか学力がよくても、対町民とか議員とか皆さんに接するときに対応ができないという人がおられるということを我々は指摘を受けておるんですよ。それは、2次試験の面接なんかでチェック機能が十分になかったのか、または役場に入ってそういうふうになったのか。本当、成績はできてははっきりそれができんということがあるんですが、若干名の問題と健康の関係と補欠の問題、また面接の問題について再度お尋ねいたします、選考委員会でやっておられる。

健康の回復の状況を見て、それは当たり前なんですけど、同じところへまた同じように帰して、かえってその人の力量が発揮できるか、そこらの問題は我々には権限がないわけですが、そこらはしっかり今後やっていただきたいと思いますが、どういうふうなことにされるか、お尋ねしてみたいと思います。

次に、合併の問題で、3町の問題はいいですけど、町長、今、第3次総合基本計画の問題という答弁をされました。私の質問には、建設計画に具体的に何件かと。第3次総合基本計画というたら莫大なものなんですよ。それを全部ひっくるめて建設計画を広島市にぶっつける、そんなことができるわけないんですからね。何と何はどうしても海田町はどうかということと、そういう町長の考え方が、合併はこうだと。もう来年度中には今の協議会を何が何でもつくって、そして町民の意見とか学識経験者を入れて、いつまでにやるんだと。もう先が見えておるわけですから、そこをはっきり、大体平成14年度中までにはこれはやりますとか、できませんとか、せんならせんでもいいんですが、はっきりそこら辺をちょっともう一度明言していただきたいと思います。

開発公社の問題も、先ほどははっきりいろいろと聞いたわけですが、国が監督してやる公社ですね、公社というのは。そういう関係で今後開発公社は、先ほども申しましたように、駅前の問題、高架の問題を含めて、事業量は物すごい大きくなると思うんですよ。そこらで海田町がどういうふうな対応をされるのか。今のままでやっておって500万も600万も赤字を出すような形で、そのままで開発公社が維持できるのかということを含め、開発公社のあり方を、今課長が言われたように、本当に再び考え直さなきゃいけない時期に来ておると思うんですよ。そこらも、課長の答弁はなかなか難しいと思いますが、町長はどのように思うておるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

北口の問題は、先ほど申しましたように、一度洗い直して、本当に海田町民の商店街がその駐車場で機能を発揮しておるか、していないか。一遍ぐらいは朝から晩までついておってでもいいですから調査をしてみたいと思うんですが、どうですか。やる気があるかないか、お願いします。

それから、今、建設課長の方から委託の問題がさっくり出ました。委託業務というのは建設だけじゃありません。総務の方の問題でも総合基本計画とか、いろんなコンサルにどんどんどんどん出しておられます。ですから、総合的に委託の問題が、今後海田町ができる範囲とできない範囲、プロジェクトをつかって、助役はリーダーシップを発揮してもらって、そういうものは無理に委託に出さんでもええと、町内でやろうとかいうふうな……。助役さん、こっちの方聞きよってですか、しっかり聞きよるのに。しっかりそこらを肝に銘じてもらって。結局、助役さんでリーダーシップをとってもらって、こういう委託事業でも、とにかく任しゃええんじゃなしに、総合的に委託業務が高いんですよ、海田町は、私みてから。そこらの対応を今後どういうふうにされるのか、お尋ねしてみたいと思います。

最後のV E方式の問題は、これはまだ各町村で余りやっていませんので、次の課題としまして、我々も勉強しますから、また執行部の方もひとつ勉強して、この取り入れについても検討をいただけたらと思います。じゃ、お願いします。

○議長（河野）福祉課長。

○福祉課長（因幡）町民センターでの拾得物の件ですが、こちらの方に報告はいただいております。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）職員の募集についての再々質問についてお答えいたします。4点ばかりあったでしょうか。

それで、実は前回の6月の答弁で申し上げましたとおり、今、健康を害する職員が結構多いのですけれども、業務の量と配置している職員との関係というのをやっぱり一度精査していく必要があるのではないかということで、議会が終わった後、各部各課のヒアリングをして、そこらあたりの、現在抱えている業務であるとか懸案でありますとか、職員のキャリア等につきましてヒアリングをしまして、一応職員配置計画の基本になるものをつくった上で、その中で職員の健康問題、それから定数管理の問題、そういうところに手を打ってまいりたいと思います。

それで、今年度の募集要項の中で事務職、技術職とも若干名というふうな形で募集しておりますけれども、実はこれは行政改革との絡みの中で、現時点ではっきり何名という形で打ち出せなかったという、そういうふうなことの中で、早急にそこらあたりの業務量と配置人員との関係を整理した上で数を絞っていかなくてはいけないというふうな状況でございます。

それから、補欠を採ってあげばいいかというふうなご意見でございますけれども、私も当初6月では、補欠を採ることができていなかったというふうにご答弁申し上げたわけですが、実は人事委員会を持っているところだと、合格者名簿に登載して、それから順次採っていくのですけれども、人事委員会を置かない地方公共団体においては、補欠という制度、そういうような採用というのはやっていないということで、やはり事前にこれこれの人数の職員が要るんだ、確保する必要があるんだということをごきちっと決めた上でやるようになっております。その点については、先ほど申しましたように、職員の配置計画をきちっと決めて、以後それに従ってできるように努力してまいりたいと思います。

それから最後に、面接をちゃんとやっておけば職員のそういうトラブルも少ないんじゃないかということでございます。私も町に来るまでも何回かの場所で面接を実際にやりましたけれども、昨今の受験生というのはマニュアルで面接の部分を勉強していますので、ほとんどその場でそこを見抜くというのが困難なんですね。これは大きな団体もそうですし、基本的にはそのこの団体で適否を判断することよりも、職場に受け入れた後、いかにその職員を育てるための努力をするかというようなのが現状でございます。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）合併問題に入れる建設計画についての再質問でございますけれども、これは合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項、また公共的施設の統合・整備に関する事項、こういうものにつきましては、来年度予定いたしております任意協議会が設立されるまでには我々の方で準備はできますので、そのときに提出させていただきたいと、このように考えております。

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池の本）町全体の建設関係にかかわる委託に対する考え方を再度お聞きになりましたので、ご答弁させていただきます。まず、建設にかかわる職員の業務の現在の内容でございますが、単に委託をするというよりも、委託してそれを実施するという単

純なものではなくて、委託をして処理するまでの要領、あるいは事後の事業ということになりますと、大量の事務を処理するのが現実でございます。

それで、職員の資質といたしましては、技術を磨くと同時に、事業を完全に執行し終えるまでのランドデザイナーとしての役割の方が大きく現在はかかっているわけでございます。例えば地元の交渉の状況とか、あるいは関係機関への状況、地形の状況、占用物件の状況、境界の状況等、ありとあらゆる下調べを事前にして、それで委託にかけて委託の設計書を組んで、さらに、委託がされましたら、業者とともにその設計の内容についてチェックをしていく。さらに、工事の監督をしていく。その後には完了に伴う事務の整理をしていくというように、全体の進行の総合プロデューサーというような役割を公務員の場合は求められていると。そういったことで、私どもといたしましては、単に技術職の職員を技術だけの中にとどめておくということでは、これからの建設事業は遂行できないと。いろんな補助、起債、さらには地元交渉を含めて、いろんな知識を十分に身につけさせるような職員の育成を目指しておるところでございます。

開発公社のことにつきましてご指摘をいただきました。ご指摘のとおり、今後いろいろな大きなプロジェクトが動いてまいります。そのときに、これを全くなくしてしまうということは非常に難しいのではないかと。ある意味で対応の幅を持っておきたいという考え方もございますが、一方では、公社として独立した、自立した経営ができるかどうかというような問題がございます。先ほどの答弁にもありましたように、地方公務員の外郭団体への従事の問題等も出てくるというような状況の中で、現在そこら辺のすり合わせを内部でしておるところでございます。

○議長（河野） 監理課長。

○監理課長（木原） 北口の駐車場の件でございますけれども、調査を1日じゅうするかどうかという問題があるんですけども、現状をお話ししておきますと、はっきり申し上げまして、あそこは駅に来られる通勤客の駐車場になっていると、これが現状でございます。商店街を利用される方が、逆に、駐車をされているために駐車をできなかったということも事実私、聞いておりますし、現実私が経験しましたので、よくわかっております。ですから、ついて調査するまでもなく、使い方はそうなっているというのは重々承知しております。

○議長（河野） 総務課長。

○総務課長（上條） 病休者の職員をもとの職場に戻すのかということでございますが、本

人の健康状態、精神状態等を把握しながら、適材適所を考えまして配置していくようになるかと思えます。

○議長（河野） 18番、国岡君。

○18番（国岡） 18番、国岡でございます。財政問題についてご質問申し上げます。国は来年度予算編成で、地方交付税や国庫支出金など、国からの地方へ配付するお金を、支出に大きなメスを入れようと考えております。地方分権委員会では、地方公共団体も新しい税を創立して、みずからの財布の中身を増やすようにというような努力が必要であるということを申しております。それで、国に対して町はどのような考えを持っておられるのか、お聞きしたいのでございます。大変不況のさなか、来年度の予算もぼつぼつ12月前はやらなきゃいけないような状態になっております。それに対する海田町の財政問題についてお伺いいたします。

○議長（河野） 町長。

○町長（加藤） 国岡議員の財政問題のご質問についてお答えいたします。地方分権一括法の施行により、地方税法も改正をされ、法定外目的税が創設されるなど、課税自主権が拡大されました。また、本年6月14日に提出された地方分権推進委員会の最終報告においても、「地方税源の充実、確保のためには、法定税の充実を図るとともに、自主課税の努力が必要である。この自主課税については、法定外税のほか、超過課税などの活用についても幅広く検討していくべきである」と提言をいたしております。このように、地方分権により課税自主権が拡大されたことは、地方の自主性を問われるものでございますが、国の方針を見定めながら、新たな税財源の確保も含め、国の示した方向性を見誤らないように適切な財政運営を続けていく必要があると、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野） 国岡君。

○18番（国岡） 今まで町長が答弁された中に自主財源の確保ということをおっしゃいます。自主財源の確保と申しましても、やっぱりこれは町民が固定資産税、町民税を払うのを確保するということではございませうか、1点。

それからまた、今、町の財政を見ますと、51%、50%が自主財源でやっておると。県からもらう地方交付税関係が約20%弱。ほとんど、あとの残りがいろいろな町債、借金でやっているんでございますが、年々借金が増えていきよるのはご存じであろうと思えます。仕事をするたびに借金が増えていきよる。国と同じように、地方も借金がど

んどん毎年増えていくのが現状でございます。税金を取ればある程度の補充はできると思うんですが、新税の創設というものをやる気があるのかないのか。この不況のときでございますので、来年度においては、町民税は下がらんとしても、法人税や何かはかなり下がってくると思います。そうすると、予算を組むのがやっぱり借金を目的に予算を組むような状態になってくると思いますが、これからの大きい事業も控えておりますし、そのためには前もって新税を創立しておく必要があると思うんですが、その点、お考えをお聞かせください。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）財政問題についてのご質問に対してお答え申し上げます。自主財源の確保というものにつきましては、税収の確保が一番大きな中心になろうかと思っております。その中で先般、監査委員の方の意見もございましたように、いわゆる未収になっているやつを徴収努力をして進めることも1つの努力であろうかというふうに考えております。

それから、起債の増加につきましては、確かに国の景気浮揚対策等ということで、かなり投資的な事業を進めてきたということで近年増加しているのは事実でございます。それから、この起債は町、国を挙げて、いわゆる地方財政と国の財政が188兆円というふうな大きな借金を持っておりまして、これにつきまして国も地方も合わせた財政改革が今後進められていくということになろうかと思っております。

新税の創設につきましては、いわゆる法定外普通税等の自主課税権というものは膨らんでおりますが、地方分権改革推進委員会で一番大きく積み残されている問題は、国と地方の事務事業の役割分担といわゆる税財源配分の問題が積み残されております。この件につきましては、今年7月3日にいわゆる地方分権推進委員会の後継機関として、地方分権改革推進会議というものが設立されまして、向こう3カ年の間に内閣総理大臣に具体的な案をもって意見を述べていくというふうな形で進められております。地方のいわゆる財政制度等につきましては、その中で当然議論になってこようと思っております。見通しとすれば、3年以内にはそういった意見が出てくるようになるかと思っております。

そういう観点に立ちますと、市町村合併推進特例法のいわゆる期限切れと時期を同じくするというふうなことになろうかと思っております。そういった面では、平成17年以降につきましては、そういった地方の財政制度そのものも具体的に見えるようになってきておりましたし、合併特例法の推進の関係で市町村が大きくさま変わりしていくというふうな現実が近いうちに來るんじゃないかというふうに考えております。それまでにつき

ましては、特段、財政制度そのものに大きな変更があるとは思えませんので、今の制度の中で、先ほど町長が言いましたように、健全な財政運営をこれからも進めていきたいというのが基本的に思っておりますので、ご理解していただきたいと思えます。

○議長（河野）国岡君。

○18番（国岡）健全なる財政運営を維持していきたいと。健全ではないと思うんですよ、毎年借金が増えよるんですから。海田町はどうもみんなにええ顔をするのがあるんですね。下水道受益者負担金の問題でも、よそは取りよるのに海田町は取らん。確かに払う者は、ええのう、海田町は税金が少ないけん、受益者負担金も取らんけんええのうというような声を聞くんです。ええ顔をしてやりよるんです。私はええ顔をするのではないと思うんです。やっぱり人並みに、人より進んで、よその町がやっておらんものを海田町はやったんじゃと、海田町は健全財政のためにこういう新税をつくってやるんだと。全国に先立って、ひとつ海田町の名を上げてもらいたいと、こういうふうと考えて要望しておきます。

○議長（河野）3番、渡辺君。

○3番（渡辺）3番、渡辺です。2点について質問いたします。

まず1点目に、環境施策について。地球的規模で進行している様々な環境問題は、人類の生存とともにすべての生態系の存続にかかわる極めて重大な問題です。かけがえのない地球を守り、子孫に良好な環境を残すために、ごみ、廃棄物の発生を極力少なくし、限りある資源を有効に再利用していく循環型社会形成に向けて、各自治体は待ったなしの早急な対応を迫られています。6月議会で、1小学校をモデル校として堆肥化装置を導入し、給食生ごみをリサイクルして堆肥づくりの体験的学習に取り組むとありました。また、海田町総合基本計画の施策方針にも、ごみの減量化と排出抑制の推進とあります。そこで、家庭からのごみの排出を抑えるために、一般家庭への生ごみ処理機の購入補助金制度を創設してはと考えますが、この点どのようにお考えですか。

2点目に、高齢者の支援施策、共生型住まいの導入について。共生型住まいとは、他人同士の単身高齢者がプライバシーを保てる住居、個室を持ちつつ、食事や入浴その他必要に応じて生活空間の一部を共同化し、助け合う集団住宅のことです。老後の孤独や心身の衰えに対する不安を安心へと変える新しいタイプの住宅形態として近年注目されて、全国へ急速に普及しています。第3次海田総合基本計画の「人にやさしいまちづくりの推進」の中にも、高齢者などに配慮した住まいづくりを推進するとあります。今

後、海田町において、この共生型住まいを導入するお考えはないでしょうか。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）渡辺議員ご質問の第1点目でございます、一般家庭用生ごみ処理機の購入に対する補助金制度の創設のご質問についてのお答えをいたします。地球温暖化やダイオキシン対策等地球環境の抱える問題は極めて深刻で、早急な対応を迫られている重要課題となっております。そこで、本町におきましてもごみ減量化のモデル事業としまして、府中町、熊野町、坂町及び安芸地区衛生施設管理組合と連携をして今年度各種事業を展開しているところでございます。

ご指摘の一般家庭用生ごみ処理機購入に対する補助制度についてでございますが、以前検討をしたことがあります、悪臭やできる堆肥の活用方法、マンションやアパートにおける設置スペース、管理に手間がかかるといった問題点がありまして見送った経緯がございます。ごみの減量化、再資源化は重要な課題ですので、今後とも処理機の改良の動向を注視しながら検討をしてみたいと考えております。

次に、2点目の高齢者の支援施策のご質問についてお答えいたします。共生型住まいの導入についてのお尋ねでございますが、これは社団法人コミュニティーネットワーク協会と財団法人さわやか福祉財団が今年5月に共生型住まい全国ネットを設立し、新しい形の集合住宅のあり方について提唱されているものと理解しております。ご提案の施設につきましては、国の全体的な福祉施策体系の視点から、民間企業にゆだね、その活力によって整備が図られるべきものであり、現時点での町独自の導入については考えておりません。以上でございます。どうぞよろしくご理解いただきます。

○議長（河野）渡辺君。

○3番（渡辺）環境施策について再質問いたします。以前にいろいろと検討をされていると答弁がありましたけど、現在は非常に生ごみ処理機もいろいろ改善されてコンパクトになっております。そういうことで、また、ただ、マンションで設置が難しいと答弁がありましたけど、生ごみ処理機のあるべき姿といいますと、やっぱり生ごみの減量化とリサイクル化にあります、マンション住まいの方などリサイクル化ができない方は、ごみの減量化はできますけど、リサイクル化ができないと。そういう方は燃えるごみとして処理されることと思いますが、現在、各家庭で、週2回で月に8回から9回ごみを排出されています。これが、生ごみ処理機を使用することによって減量化されて、また排出回数も減少されると思います。また、この海田町においても生ごみの減量化、リサ

イクル化を進める上で、住民の方への意識啓発を図るためにもこの制度の導入は必要な施策と考えますが、この点、どうお考えでしょうか。以上です。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）生ごみ処理に関する再質問にご答弁申し上げます。先ほど町長からございましたように、以前、平成6年でございますか、公衆衛生推進協議会の主導のもとにモニター制度によって経験をしたことがあります。その中で、先ほど答弁がございましたように、いい点も皆無ではなかったけれども、悪臭、それからできた堆肥の活用方法が非常にとりにくい。これは今もリサイクルの問題がございましたけれども。それから、手間がかかる、設置スペースといったような問題が実は数多く出されております。

実は県下の中でも確かに補助をしている団体がございますけれども、今、家庭用としてごみの減量化、堆肥化についての手法として県下の中で実践をしている事例を見ますと、バケツ型のコンポストによる堆肥化、それからEM菌による堆肥化、容器堆肥、それから電動生ごみ処理機による堆肥というのがございますけれども、これらも実は広島市において実践されておりますが、実は取りやめたというふうな経過もございまして、いろんなまだ開発中の処理機だというふうな判断をいたしております。ですから、その状況を見ながら、ご主張の点は十分理解をしながらなじんでいくというふうな方法を、これからまだ開発中の処理機を見通しながら検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（河野）暫時休憩をします。再開は13時。なお、議員の諸君は12時半に控室へ集合してください。

~~~~~○~~~~~

午前11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。6番、斎木君。

○6番（斎木）6番、斎木貞暁であります。

質問の第1は、海田湾の開発についてでございますが、先輩議員から質問があつて、町長さんも答弁されたと思っておりますが、一部重複することをお許し願いたいと思っております。

海田湾は戦後からガス会社工場、宇部生コンKKなど、全部私企業に沿岸を占有され、海田町には海に面したところが1つもない。このたびガス会社が工場を廿日市に移転した機会をとらえ、ガス会社から一部購入とか、あるいは借り受けを交渉して、レジャー施設として町民憩いの場など、海の駅として開発するプランの検討とか、開発について、町長はどのようにお考えでおられますか。

質問の第2は、産・学・官の協議会設置についてであります。海田町政発展のために、産・学・官の協議会を設置していただきたいと思います。やっぱり企業とか大学、農協、町行政の4者協議を2カ月に1回ぐらい、年6回ぐらい情報収集とか、あるいは意見交換を実施し、町政発展につなげるべきだと思う。また、合併期限があと4年しかありません。後悔のないように、残っておる4年間を、いろいろ調べて万策を立てて、悔いのないように、町長さんをお願いしたいと思いますが、それについてどのように思いますか。

3は、町長は合併推進についてどのように取り組んでおられますかと。20年、ああでもない、こうでもない、随分の労力と費用を費やされたと思いますが、この合併問題については法的助成期限が、先ほど申しましたように4年後に迫っておるわけです。町議会もスローペースながら調査研究会を実施しているが、町長としては広島市との合併はどのように対応をしておられますか。

また、3町合併、海田、熊野、坂、人口がおよそ6万7千人であります。この市制施行についての考え方でございます。県がこの2案を出しておる以上、町長さんとされてもやっぱり研究・調査されなきゃいけないので、その点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

4つ目は、海田町の観光協会の設立についてでございます。海田町が、観光協会が今までなぜ設立されていないのか。昔から海田町は安芸郡の中心地であり、また交通の要衝でもあった。そのため、名所旧跡が多く、千葉邸とか西地区の古墳、冷泉跡、畝の天然記念物のクスノキ、それに古墳、また串山城跡などたくさんの旧跡があります。これら埋もれておる文化財を、町長が中心となり、各種団体に呼びかけ、積極的に年内に観光協会を設立すべきではないかと思うが、町長のお考えをお聞きしたい。

5つ目は、その後の西、東地区の開発の進行状況についてお尋ねします。6月の定例議会における質問事項に対して、その後の事業進行状況について再度質問いたします。東海田西地区山間地の開発についてであります。現状では大型バス、定期バスが小西

家、助田家両家のところで行きどまりになります。それから上は道幅が狭く、バスの通らない不便な地区となっている。国も県も山間地対策に一生懸命であり、助成金を出して整備を進めている。もう少し早くすべきである。バスの通る道幅への拡幅を計画し、年次計画を作成し、地域住民に示すべきである。地域住民にやっぱり計画を、町長さん、示してもらいたいと、こういうことでございます。

2つ目は、それにはまず海田町の公共施設を山間地につくるべきである。例えば農業公園、フルーツ公園、薬草園、町の花のひまわり花畑、大型家庭菜園などをつくったらどうだろうか。町長の見解をお聞きしたい。

3つ目は、東海田東地区の洞所山のふもとの開発についてであります。町長の努力で着々と運動公園、キャンプ場が整備され、道路も拡幅され開発が進んでいる。海田町ただ1つのすばらしい場所となっている。現在は地価も下がっており、この際このふもと一帯を一括購入して、一大観光地、保養地とすれば、地域の発展のためになるのではないのでしょうか。町長の考えをお伺いしたいと思います。

次は6番目の質問でございますが、海田町の各種団体行事の議員、来賓に対する案内状についてお尋ねいたします。海田町の各種団体の行事に町議会議員、来賓の方に対して案内状が出ていないようです。町は各種団体にそれぞれ補助金・助成金を支出している。町に対して事業報告、決算書などを求め、提出されているのではないのでしょうか。最近の行事では東海田地区自治会主催の運動会、ひまわり橋のひまわり祭り、そして8月19日日曜日に畝公園では海田商工会青年部主催のわんぱく祭りがあり、アユのつかみ取りとか、結び、カレーライス、焼きそばなど、青年の手によって販売され、すばらしいお祭りであった。海田商工会に対して、海田町は約1千万円の助成をしている。他の市町村は県議会議員、市議会議員、町内の各種団体の責任者に案内状が出されております。そして、これらの出席者は指定席に案内し、司会者が1人ずつ紹介するとともに、来賓の代表が1人ほどあいさつをされております。自治会長さんに町議会議員が就任されておられる例もありますが、難しさがあるのですか。町長の見解をお聞きしたい。

7番目は、消防団の設備についてであります。各分団に、消防ポンプの運搬に積載車がないので困っておられるようです。個人の自動車で運搬しているような状況です。加藤町長のお考えをお聞きしたい。

8つ目は、貸借対照表についてであります。全国の市町村が貸借対照表を公表しつつあります。海田町の公表する時期はいつごろでしょうか。そして、海田町の負債は町民

1人当たり幾らの金額になりますか。私の勉強不足もありますが、加藤町長の明確な答弁をお願いしたいと思います。

9番目は、畝、山畝地区の道路整備についてであります。平成13年6月定例議会における質問事項に対して、その後の事業進行状況について再度質問いたします。畝1丁目、2丁目、いわゆる畝、山畝地区でございますが、道路整備についてです。現在、畝1丁目、2丁目は道幅も狭く、行きどまりの道が多く、消防車も入らない状態である。これをそのまま放置してはならないと思います。山畝地区128世帯の人々は大変不便を強いられております。そこで、山畝地区の上側を突き抜け、それに連動する横断道路を1本通し、畝2丁目の東家前のふるさと会館前が町道63号線であるから、赤羽根川の橋を拡張し、旧焼き場道を6メートル道路として、山畝地区を巡回する道路を建設する。山畝地区の民家が密集しているので、消防車が通れる道路を早急に整備されたい。町長の答弁をお願いいたします。

次に、海田市駅南口区画整理についてであります。自民、公明、保守3党の政策委員会で、計画から5年以上たっても着手されない、または工事の進行していないまま放置されている開発とかダム建設とか区画整理事業などは、皆さんマスコミでご存じのとおり、保留が決定いたしました。海田市駅前の区画整理もそれに指摘されておりました。海田市駅前の区画整理が指摘されたため、町長は慌てて県を通じて国、国土交通省に陳情した結果、国から正式認可を受けたものであると考えます。現状では区画整理はできないものではないかといううわさもささやかれています。窪町に常駐している7人の職員さんの費用も大変なものだと思う。

平成13年7月上旬、地権者の会談をしたら、103名の地権者のうち出席者はたった7名だと聞いております。町長はもっと真剣に取り組むべきではないでしょうか。各地権者への戸別訪問をして出席をお願いし、議会議長、建設委員長、各町内自治会長、商工会の代表とか農協などに協力をお願いし、対策委員会をつくって対応すべきではないでしょうか。町長は土下座してでも地権者を説得するつもりはないのですか。もし、万が一これが不成功に終われば、町長の責任問題となり、辞職ものであると私は思います。町長はどうされるおつもりか、町長の見解をお伺いしたい。

次に11番ですが、JR海田市駅に快速便の停車についてであります。海田町は安芸郡の陸地部の中心地であり、交通の要衝であり、昭和15年前後には急行がとまり、駅弁当が売られていた。対策としては、1万名の署名をとるべきではないだろうか。2つ

目は、町内の自治会の代表、企業、会社、商店主、農協とか、海田町以外の東広島市、坂町、河内町、熊野町の近郊町村の代表に参加してもらい、対策協議会を設立すべきではないか。3つ目は、国会議員の方に陳情し、協力してもらおう。4つ目、今までの町長は形式的な陳情で、熱心な努力がなかったのではないかと思います。私は、100人か200人で新幹線の汽車をとらまえて、町長が鉢巻きを締めてのぼりを立てて押しかけるぐらいのことをやっていただければ、直ちに解決すると思います。

それから、12番は海田町の行政改革についてであります。町議会改選前の議会で定数2名の削減提案がなされて否決されました。私は当時在籍しておりませんので、質問させていただきたいと思います。海田町職員定数条例は平成9年9月24日施行になっております。日本の経済は全国的に不況であり、海田町の企業、商店、工場などやマツダKKは不況に陥り、その下請工場も半分ぐらいしか稼働しておりません。これに対して、海田町の行政はのほほんとして、現在の海田町職員定数は274名が条例になっている。設置されて4年間も経過しておるようです。町長はこの定数条例を変更し、削減する意思がありますか。また、町民の人口に対する町職員の人数の比率はどのようになっているだろうか。近隣の町の比率や全国平均とを比べてどうなっておりますか。町長さんのお答えをお願いいたします。

13番、放置された隔離病舎についてであります。6月に定例議会でも質問しましたが、その後の事業進行の状況について再度質問させていただきます。三迫橋近くの放置された隔離病舎を小公園として整備し、三迫橋、高校入り口から国道2号線へつなぐべきである。これが実現すれば三迫川はきれいになり、小公園もでき、風景も一変し、美しい町になると思うが、町長はこれをどのようにお考えるつもりかと。

14番、最後の質問でございますが、串掛林道より下におりる143号線より6号線バス通りの開通についてであります。串掛林道より下におりる143号線は鉄の仮橋、明飛川から里道になっており、芸陽バスの終点前の6号線で行きどまりになっております。中断して8年間経過しております。よって先般、町長、議長、建設委員長、地元関係議員さんと地元の自治会長、地元関係者が西会館に集まり、6メートル道路につなげることが話し合いで決まりました。その後の事業進行状況を説明していただきたい。また、その完成予定はいつになりますか、お伺いいたします。以上で質問を終わりたいと思います。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤） 齋木議員のご質問にご答弁申し上げます。

初めに、海田湾の開発についてのご質問について答弁いたします。広島ガス株式会社海田工場は、現在、広島ガス株式会社廿日市工場海田基地と名称を変え、跡地については、さきの新聞報道にありましたように、技術研究所を新設し、残りの土地の利用については今後検討されることとしておられますが、土地を売る意思はないようでございます。広島ガス株式会社との協議は始めたばかりですが、企業側の意向を尊重しながら、湾岸部における町民憩いの場の開発可能性について検討をしてみたいと、このように考えております。

2点目の産・学・官の協議会のご質問についてお答えします。本町の事務事業の進め方として、町の重要な計画の決定を行う場合等には、今までもいろいろな分野の方々からのご意見を聞いております。例えば昨年12月に策定しました第3次海田町総合基本計画におきましても、各界の方に参加していただき、貴重なご意見を賜りながら策定してきたところでございます。定例的に協議会を設置してはとのご提案ですが、今後ともその必要性に応じて、適時各界の方に参加していただき、貴重なご意見を賜る場を設置してみたいと考えております。

次に、合併推進の取り組みのご質問についてお答えいたします。まず、広島市との取り組みにつきましては、6月に第7回の合併問題等調査研究会を開催し、合併特例債等の研究を行ったところでございます。合併特例債とは、国の合併市町村への財政支援措置の1つであり、合併後のまちづくりのための建設事業等に充てる通常の地方債より充当率と普通交付税措置の高い地方債のことでございます。現在、この特例債を充てたときの財政的メリットについての検証を行っているところでございます。また、この研究会では、合併特例法の期限を踏まえた合併スケジュールの検討も行っております。今後この研究会を合併に関係する事項の調査研究をする場として活用してみたいと考えております。

次に、3町の合併パターンにつきましては、安芸郡陸地部3町合併調査研究会を発足させ、去る7月16日に各首長出席のもと、第1回の会議を開催し、今年中に各町の行政比較資料を作成することで、各首長で申し合わせをいたし現在、作成しておるところでございます。現実には、3町による合併につきましては、広島市の矢野地区を挟んだ形の行政区となり、地域的に見ても市街地の連たん性が乏しく、問題があるのではないかと、このように考えております。

次に、海田町観光協会設立のご質問についてお答えします。近年の観光は、名所旧跡を訪ねるだけでなく観る、学ぶ、体験するといった要素が求められております。ご指摘にもありますように、町内にも県の重要文化財、天然記念物などたくさんの文化財があります。これらの情報発信については、観光協会を設立するのも有効な方法であると考えております。なお、観光協会を設立するに当たっては、商工会などの民間団体が主体となった機運の盛り上がりが不可欠でございます。このため、今後は近隣市町村の情報収集、商工会等の動向等を見守りながら対処してまいりたいと考えております。

次に、西、東地区の開発の進行状況のご質問にご答弁申し上げます。これは、最後の14の串掛林道もかかわってまいりたいと思いますので、あわせて答弁させていただきます。

道路拡幅につきましては、6月定例議会でご答弁申し上げますが、引続き改良を進めていくことにしており、今後ルート選定を行うべく、今回の補正で概略設計を行う予定にしております。

町道143号線との接続につきましては、地元の方々からいろいろなご意見、ご要望をいただいておりますが、今回の補正で町道6号線の道路設計にあわせて概略設計を行う予定にいたしております。

次に、西地区の開発でございますが、この地区に公共施設をつくるにしても、道路の整備をしなければなりませんので、町道6号線の道路計画にあわせて、地域の方々のご意見を伺いながら検討してまいりたいと思います。

次に、洞所山のふもと一帯を一括購入して一大観光地、保養地とすればどうかのご質問でございますが、ご承知のとおり、洞所山のふもとに整備してまいりました海田総合公園の第1期整備区域約14ヘクタールがほぼ完成し、この4月にオープンいたしましたところでございます。引続き第2期分についても事業認可を受けており、約9.5ヘクタールの整備を進めることにしております。去る7月19日に東自治会館において事業説明会を開催したところでございます。第2期整備区域の買収計画につきましては、整備区域約9.5ヘクタールのうち、既設のキャンプ場など既に見取済みの区域を除き、残り約7ヘクタールを今年度から買収を開始することとしており、事業化に向けて動いているところでございます。

また、一大観光地、保養地とすればどうかのご提案でございますが、第2期分の主な整備事業としてオートキャンプ場、コテージ、一般キャンプ場などの保養施設を計画しております。

次に、各種団体行事の案内状のご質問についてお答えします。各種団体に対する補助金につきましては、それぞれ担当課において年度当初に事業計画書を審査し、事業終了後は事業報告とともに決算書を提出させております。案内状につきましては、各種団体とも自主的な運営を行っておられ、基本的にはそれぞれの団体の判断に任せております。

次に、消防団の設備のご質問についてお答えします。消防団の可搬ポンプを運搬する積載車の整備については、ご指摘のとおりその必要性は認識しております。車両だけでなく、それを収納する消防庫の改修整備もあわせて、平成14年度予算の中でできるだけ整備したいと考えております。

次に、バランスシートのご質問についてお答えします。バランスシートの公表の時期につきましては、平成11年度分の決算に基づくデータの入力や分析もほぼ終了しましたので、現在、議員の皆様にお配りする準備をしているところでございます。また、町民の方々への公表につきましては、平成12年度決算の議会認定が終了後、平成12年度分のバランスシートと決算状況とをあわせ、町広報紙やホームページに掲載し、公表してまいりたいと考えております。

次に、町民1人当たりの負債の額でございますが、平成12年度決算における一般会計の起債残額は約96億1,800万円でございますので、人口で割った場合は負債額は約31万6千円となっております。

次に、畝、山畝地区の道路整備のご質問についてお答えします。畝、山畝地区の道路整備につきましては6月の定例会でご答弁申し上げておりますが、ご存じのとおり、この地区は土地の所有関係が入り組んでおり、容易に手がつけられず、今すぐ対応できるような状態でないということでございますのでご理解いただきたいと思っております。

次に、海田市駅南口土地区画整理事業についてのご質問でございますが、説明会の出席者が少なかったのは大変残念でございます。私も「窪町の幸せを守る会」の会長さんと何度かお話をしております。担当者もいろいろ折衝しておりますが、なかなか糸口が見出せないのが実状でございます。しかしながら、事業計画決定したからには事業を予定どおり円滑に進めていくことが重要であると認識しており、そのためには私自身が個別に協力をお願いしてお伺いしてまいりたいと考えております。なお、ご提案の対策委員会の設置につきましては、地権者の方々のご意向を踏まえたまちづくりが第一だと考えておりますので、現段階では設置する予定はございません。

次に、JR海田市駅の快速便の停車のご質問についてお答えをいたします。JR海田

市駅の快速便の停車につきましては、平成4年12月に、利用者の方々の利便の向上のため、また海田町の拠点性強化の観点から、町長、議長の連署でJR西日本に要望書を提出したのが始まりであります。その後、広域行政を通じての要望書や、私と議長の連署による要望書や、東広島市長、東広島市議会議長、呉市長、呉市議会議長との連署による要望書の提出など、できる限りの努力をしてまいりました。また、国会議員の先生への陳情についても、平成7年2月に、当時の広島県出身の運輸大臣にお願いもいたしました。

最終的には平成8年2月22日、私と議長でJR西日本広島支社長にお会いし要望をいたしました。海田市駅に停車する列車の本数を減便していないためにサービスの低下になっていないこと、海田市駅に停車させるために信号施設等を改良しなければならないこと、ダイヤ編成が難しいことなどの理由から、JRとしては現段階では快速電車を停車することはできないという結論にいたっております。ともあれ、海田市駅に快速電車を停車することは、駅利用者の利便性の向上につながるとの考えから、平成8年のJR西日本広島支社長との協議以後も引き続き広域行政を通じて要望を行っております。

次に、海田町の行政改革のご質問についてお答えします。定数条例は事務執行のため必要とされる職員の数を定めるものでありますが、本町では平成10年9月に行政改革実施計画を策定し、人員削減に向かって努力しているところであります。しかしながら、最近行政需要の増大もあり、長期的視野に立った定員管理をしていくため、行政需要の動向等、把握しながら定員管理計画の見直しが必要であると考えております。見直しをしていく中で職員定数条例の改正にも取り組んでまいります。

次に、職員数と町民の比率についてでございますが、平成12年度給与実態調査では海田町は職員1人につき町民120.4人となっております。近隣町では府中町が131.7人、熊野町は148.1人、坂町は99.7人となっております。また、全国平均との比較でございますが、資料がございませんので比較できませんが、町村の県平均では71.5人となっております。

最後に、隔離病舎の質問についてお答えをいたします。当該用地は瀬野川水系三迫川の堤防敷であり、管理は県となっております。また、旧隔離病舎は現在、民間企業の所有となっております。当該箇所の整備につきましては現在、県の広島地域事務所と協議をいたしているところでございます。以上でございます。

○議長（河野） 斎木君。

○ 6 番（齋木）再質問をお願いします。

質問 3 の町長さんのみずからの合併問題について答弁の中から、山岡議員からも強い指摘がありましたように、私も 20 年間、行政には余り知りませんが、労力とかだったら何億円の金が消費されておると思うんです。2 つ目は、4 年後にやろうと思ったら 4 年ないわけですが、2 年の間にあらゆる問題を片づけるんですからやっぱり短縮して、あらゆる調査、その他というものを早くすべらなければいけないと思うんですが、20 年間、私らは何を論議されて何をされたんかと。もちろん、最近の経済情勢も国の内も変わったから、あらゆる資料の追加も要ると思いますが、そこらについてやっぱり町長は明快なる、私は何年何月までということ、協議会はゆっくりやるとお求めになったのか、それだけじゃないと思うんですわ。そこらをもう一度、明快なる期日とあれを、4 年後には特例法が切れるんですから、あと 3 年 7、8 カ月ですか、そこらをもう少し、日程その他を詰めたもののご答弁をお願いしたいと思います。

それから、4 番目の観光協会設立ですが、それは自主的に商工会じゃ言われますが、やっぱりこれには、商工会 1 千万出されておるんだからいいようなもの、やっぱり町長や地域振興課あたりがそれを、商工会の自主的とおっしゃいますが、これは当然、町行政において指導されるべきものじゃないかと。その点についての再質問をお答え願いたいと思います。

それから本当に 5 番と最後の明飛川のことについては安心しました。それと同時に、西の開発地区にこれが答弁がないんです、町長さん。やっぱり地域の人たちが心配しておるから、合併は 4 年後にできるかできんかわかりませんが、一応やらなきゃいけない言う人もおろうし、慎重にやる思うんですが、やっぱり何年後の何年あたりでここまでやるということは、やっぱり実際に町財政があるんですから、そこらは公平にやらなきゃいけません、そこらを示していただくということが、私は答弁になかったと思うんですね、地域住民に対して。この点をお願いしたいと思います。

それから、6 番の各種団体の行事は自治会とか民主的に任しておるということ、なしに、やはり我々は膨大な助成金、補助金を組んでるんですから、それを案内いただいたことによって、その行事がわかるわけですよ。そういう点についてもやっぱり行政が町長さんが、そういうことを議員のみずから「わしら案内出せや」ということもそれは言えるかもわかりませんが、どこのよく町村を調べていただきたい。今の答弁では私は納得できないと思います。

それと、貸借対照についてはよくわかったんですが、民間企業のような形で行政の従来の形の中で私は、言葉が適切ではありませんが、貸借対照表ということ述べてたんで、貸借対照的な言葉でやるということに解釈させていただきます。

それから、この9番の質問ですが、あれは共同土地だから難しいということですが、万が一、あそこで火事があって事故があったら、町長さん「あれは難しいよ。土地が共同じゃ」言うて町長は逃げられんことですから、もっと積極的な言葉で、この9番のあの密集地区の狭い道路については納得できませんので、一歩進んだご答弁をお願いいたします。

10番の駅前再開発については、一生懸命やるとおっしゃるんですから、それを見守ってあらゆる団体その他で応援してもらいませんと、なかなか抵抗も強いようですから、その点も要望としてお願いします。

11番のJRの海田市駅の、これは町長さん、あんたが先頭立って鉢巻きしてたらわし、200人くらいののぼりであっこJRの支社取り巻いてみんさい、たまげてからね、そりゃ金があればできるんですから、もっと強いように。私はデモをしたこともあるから、わし、指揮せい言やあ、あんたが町長、先頭に立ってくれりゃあみんな町長動員すれば200人くらいすぐ集まる。そういうぐらいの勢いがないと、あっこは片はつきませんよ。その点について再度、所信をひとつ述べてもらわなきゃいけないのではないかと。以上の再質問をいたしますので、それから行政改革についてもご答弁どおりに実行されてもらいたいと、隔離病舎についてもよろしく申し上げます。以上で再質問の答弁を議長、お願いしたい。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）合併問題について時期を明確にしると、こういうことございますけれども、けさほど来から齋木議員も含めて、この問題についてはいろいろご意見をいただき答弁してきたところでございますけれども、いずれにいたしましても来年度に協議会を設置をしたいと、こういうふうなご答弁申し上げておるわけでございます。それまでに午前中にもご意見のありましたように、建設計画等こういうものも提出する準備を進めてまいるとこういうことから、おのずからそういうところからやはり期日については明確になってこようかと、このように思うわけでございますので、そんなことご理解をひとつお願いをしたいと思います。

○議長（河野）地域振興課長補佐。

○地域振興課長補佐（望月）失礼いたします。観光協会についての再質問にお答えいたします。今後、商工会との話し合いをしていきたいと思っております。なお、商工会との機運の盛り上がりというのは重要なことと理解しております。以上です。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（木原）それでは質問の5番目になると思うんですけども、西、東地区の道路の関係につきましてご答弁申し上げます。先ほども町長が申しあげましたように、6号線あるいは143号線につきましては、今議会の補正で、ルート選定をするべく概略設計を行うということにしておりますけれども、概略設計が終わったとあって、これがすべてルートになるというものではございませんので、この概略設計をもとに今から先、実施計に向けて準備をしまっているわけです。ですから、これがいつまでに完了するのかということにつきましては、そのすべてがクリアできてやっていくということになりますので、今ここで何年までにやるという言明はできないということになります。

それともう一つ、9番目になると思うんですけども、畝、山畝の問題なんですけれども、あの地区は非常に不便であるということにつきましては、海田町は以前から重々承知もしておりますし、何かをして解決しなければいけないのではないかとということも検討は加えております。ただ、先ほども町長が申しあげましたように、あの地区につきましては非常に権利関係、土地の権利あるいは建物の権利関係が非常に複雑でございますので、地元の意向がなければどうしても手がつけられないというのが現状でございます。これをあえてやるということになれば、最終的には区画整理組合でもつくっていただいて、区画整理事業としてやっていく以外に、今のところ方法がないのではないかとというふうに我々は思っております。以上でございます。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）各種行事の案内状のご質問でございますが、他町がどのようにやっておるかということ、この実状を調査してまいります。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）海田市駅に快速電車を停車させというふうなご質問でございますが、これは先ほど町長がご答弁しましたとおり、今まで議会の方からもいろいろこの件につきましてのご要望がございました。町と議会の方であわせて努力してきたわけですが、先ほど町長が述べた理由によって、非常に難しい状況に最終的に結論が出たということでございます。JRのお考えの中に、一つは、快速電車というものは遠くの人

を、広島に時間を短く運ぶということが趣旨のようでございます。どうしても快速電車を各駅で今度みな自治体がとめてくれといたら、快速電車そのものの意義がなくなるというふうなこともございまして、今日の結果に至っているということでございます。以上でございます。

○議長（河野）斎木君。

○6番（斎木）今の問題ですが、私は何年も前から可部線の存続問題で中国新聞が物すごい取り上げて、全部切り抜いておるんです。最近は二、三日前もありました、93枚切り抜いておるんです。とうとうあれだけかたくななJRでも一歩後退したようですよ。やはり運動ですよ、町長さん。鉢巻きを締めていきやあ大丈夫だ。金さえあれば片がつくんだ。海田市駅は重要な駅ですよ。そんなことは向こうのJRのご都合で、寄弁を弄しておるのではないかなという気がいたします。

それから、私は六、七年前から合併問題の、これも新聞の日本の国内でも住民投票、町民の意思を聞け、私が金があったら、往復はがき100円ですよ、1万2千世帯なら120万ですよ。それで全世帯書いてみなさいよ、合併賛否を。全世帯から出てくるよ、町長。簡単なんよ、これは。それは準備して協議会つくって資料というものはないですよ。概略の町民の意思が出てくるという。6年前からわし、やっちゃろうか思いよったんじゃが。あなた方はどうしてしょうもない120万の往復はがきが100円要っても1万2千枚。やっぱりできるんですよ。それをぐったりぐったりぐったりぐったり言いよっちゃいけん。だめならだめのように、海田町残りやええ。町民の意思の決定じゃけん、大多数が合併反対じゃ言や、町長さんしょうがないよ。そのかわり、やっぱり事前調査の資料とどンドン座談会を開いておやりにならなきゃだめだから、これは要望です。より参考意見としてお聞き願いたいと。今の2番の問題。

それから観光協会のこと、地域振興課長補佐か課長か知らんけどの、そんなことはないよ。千代田町は商工会には任されん言うて、千代田町の役場に森下町長がみずから観光協会事務局をつくった。それだけやっぱり地域によったら重要なんだから、寝言みたいなことを補佐、あんたは言うちゃいけんよ。寝言じゃ、あんなものは。やる気がありや町長、すぐできる。やっぱり当初の初め予算も1千万、商工会やっとする、そん中から出せ言われてもいいけど、やはり町が積極的におやりになられたら、そういう町もある。役場の中にも事務局置いてある、観光協会の。それは3つ目も要望でええよね。これをもって議長、終わります。

○議長（河野） 8 番、西山君。

○ 8 番（西山） 8 番、西山です。まず 1 点、教育問題について質問いたします。全国の小・中学校で平成 1 2 年度中に 3 0 日以上欠席した不登校の児童・生徒は前年度より約 4 千人増加して、全国で約 1 3 万 4 千人に達し過去最多を更新したことが、文部科学省が学校基本調査速報で発表いたしました。そこで①、海田町の各小・中学校の実態はどうでしょうか。②、スクールカウンセラーの配置による成果はどのようでしたでしょうか。③、学校、また教師の不登校児に対する取り組みはどのようになされておりますでしょうか。④、適応指導教室を開設するお考えはないでしょうか。

次に、危機管理について。3 月 2 4 日、町会議員選挙の前日に芸予地震が発生し、当海田町では大変だったと思うんですけども、広島市では 3 月 2 4 日の芸予地震後、招集対象となった職員の 4 7 %にあたる 4, 4 9 5 人が当日午後 9 時までに持ち場に出勤しなかったことが判明いたしました。また、約 4 0 %は、震度 5 強以上の場合は全職員が招集されるとの規定すら知らなかったという実態から、広島市におきましては市地域防災計画の概要を記入した携帯用の防災カードをつくり、職員の危機意識の向上と素早い対応を図るために全職員に配付をいたしました。海田町におきましても防災カードを作成、配付するお考えはありませんでしょうか。

次に、毎日テレビで報道されております火災で、いろいろな整備の問題も指摘されておりますけれども、一面、古くなった消火器が破裂し死者が出る事故が起きているために、総務省消防庁は古い消火器の一斉回収などを柱とする緊急対策をまとめ、1 1 月の全国火災予防運動期間に合わせて回収に取り組むことを予定としておりますけれども、①、海田町におきまして公共施設の消火器の管理はどのようになされておりますでしょうか。②、住民への消火器に対する情報発信方法はどのようにお考えになっておりますでしょうか。また、現在はどのような方法をとられておりますでしょうか。

次に、男女共同参画社会について質問をいたします。平成 1 1 年 6 月に男女共同参画社会基本法が成立し、女性の地位向上を目指す法体制が急速に整備されてまいりました。広島県におきましては、平成 1 3 年 8 月に広島県男女共同参画懇話会が条例制定に向け知事に提言をいたしました。また、隣の島根の出雲市におきましては、平成 1 2 年 3 月 2 4 日に全国に先駆けて条例制定を行っております。我が海田町も条例制定をし、男女参画社会の実現を目指すお考えはありませんでしょうか。平成 1 2 年 9 月に一般質問いたしておりますけれども、男女共同参画社会に向けての海田町の現状はどうでしょうか。

また12年度9月に質問いたしました内容、計画はどのように進んでおりますでしょうか。

次に、教育環境整備について質問いたします。先の議会でも質問いたしました中学校にストーブの設置の問題でございますけれども、そのときの答弁では学校からは何も言っていないというような答弁でございましたけれども、この問題は私が平成5年、初議員にならせていただいてからも、数多くの児童、保護者の方からの根強い要望があります。質問いたしました後も、また数名の保護者の方からの要望がありました。子どもたちが喜んで行けるような学校をつくるためにも、ストーブを設置するお考えはありませんでしょうか。

次に、小学校にランチルームをとということでございます。これは平成10年に多田議員が一般質問されておりますけれども、先の議会では私は学校の改造、建て替え年次計画を立ててはどうかと質問いたしましたけれども、その年次計画の中でこのランチルームの設置はどのような計画になっているのでしょうか。以上、お尋ねいたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）西山議員ご質問の2点目、3点目につきましては私から、1点目、4点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

1点目の危機管理のご質問についてお答えいたします。防災カードを作成、配布する考えはないかのご質問でございますが、本町では平成9年に「勤務時間外における大規模地震発生時の初動体制」という冊子を作成し、全職員に配付しておりましたが、今回の芸予地震の後、改訂版を作成して全職員に配付をいたしております。

次に、公共施設の消火器の管理についてのご質問でございますが、各施設が年2回実施しております消防設備点検で安全を確認をいたしております。次に、老朽化した消火器対策についてのご質問でございますが、国・県においても秋の火災予防運動の重点目標として掲げることとなっております。具体的な回収方法等が決定次第、広報等で住民の皆様に周知してまいりたいと考えております。

次に、男女共同参画社会のご質問についてお答えいたします。男女共同参画社会基本法の中で地方公共団体の責務として男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及び地域の特性に応じた施策を策定し、実施することと規定されております。この基本法制定を受け、本町においては管理職を対象とした男女共同参画に関する研修会の開催及び基本法の一面でもございます、男女雇用機会均等という面から総務課、福

社課の職員が研修会に参加するなど、調査研究を進めてきたところでございます。こうした実態を踏まえ、条例制定を含めた男女共同参画社会実現に向けた今後の取り組みについてでございますが、平成12年9月議会においてお答えをいたしましたとおり、今年度中に連絡調整を図るための庁舎内行政連絡組織を設置し、この組織の中で男女共同参画プランの策定方法など協議、検討し、平成15年度中の策定目標に向けて取り組んでまいりてございますが、その中で条例化の問題についても議論すべきだと考えております。

それでは1点目、4点目につきましては教育委員会から答弁いたしますので、よろしく申し上げます。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）ご質問1点目の平成12年度における不登校児童・生徒の各小・中学校の実態でございますが、小学校が6名、中学校が24名でございます。小・中学校合わせますと30名という状況でございます。内訳につきましては、海田小学校が3名、海田南小学校が3名、海田中学校22名、海田西中学校2名でございます。

続きまして2点目のスクールカウンセラーの配置による成果についてでございますが、スクールカウンセラーは平成12年度より海田西中学校に1名配置されておりますが、とりわけ不登校児童生徒を対象にカウンセリングを行っているものではございません。しかしながら、スクールカウンセラーの配置による成果につきましては、相談室が生徒にとって学校の中で気軽に安心して話のできる心地よい空間になっております。また教職員にとっては、専門的な立場からのカウンセリングについての助言により、きめ細かな生徒指導体制をつくることができっております。保護者におきましても、緊急時に相談できる場所やカウンセラーがいることが心の支えとなっております。また、町内の小・中学校の児童・生徒あるいは保護者、教職員への支援活動、PTA研修会等、地域の拠点としての役割を担うこともできております。

ご質問3点目の学校または教師の取り組みはということについてでございますが、まず児童・生徒が楽しく安心して過ごせるような、学びがいのある学校にしていくことが大事であろうと思っております。各学校は子どもたちが主体的に取り組み、体験的な活動を多く取り入れ、学習の基礎基本を確実に身につけていく、よくわかる授業を研究、推進しているところでございます。不登校児童生徒への取り組みといたしましては、教職員が一団となり、生徒指導体制の充実を図っていきまして、一方では青少年指導員あ

るいはスクールカウンセラー及び関係相談機関との連携を諮りながら、学校及び教職員と児童・生徒、保護者との信頼関係を築いていくように取り組んでおるところでございます。

4点目の適応指導教室を開設する考えについてでございますが、現在毎週火曜日の午後1時30分から4時まで卓球教室が開かれておるところでございます。適応指導教室としての位置づけをこれをしておるところでございますが、特に家に引きこもり、運動不足になりがちな不登校児童・生徒が、軽スポーツを通してストレスの解消や、人間関係の回復に取り組んでおります。学力の保障とまではなかなかまいりませんが、読書をしたり折り紙あるいは編物等の創作をしたりするなど、活動もしておるところでございます。不登校児童・生徒が増えつつある今日、今後学力保障を主とした適応指導教室の開設に向けて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、教育環境整備についてお尋ねがございました。初めに中学校にストーブを設置することにつきましてでございますが、教育委員会といたしましては学校長や保護者から直接要望をいただいておりますが、保護者から根強い要望があるとご指摘でございますので、学校長あるいは生徒及び保護者のご意見を充分把握し、検討してまいりたいと考えております。

次に、小学校へランチルームを整備する計画につきましては、第3次海田町総合基本計画において、学年間で交流を進めながら楽しい食事ができるようランチルームの整備を図るとしておりますが、学校施設の中長期的整備計画を策定していく上で、現在老朽化した校舎等学校施設の耐震診断、耐力度調査等を行っております。その結果を踏まえて老朽化施設の大規模改修をするか、または改築した方がいいのかなどを見きわめていく中で、このランチルームの整備についても中長期的な整備計画を進めていく中で検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）再質問いたします。まず、危機管理の防災カードの件なんですけども、確かに冊子を配られたのはいいんです。私個人のこと言いましても、冊子を常日ごろそばに置いていていざというときにそれを取り出せるところに置く方が何人いるかということなんです。そのこともあって広島市は携帯防災カードなんです。定期券の中に常に常備してて、何事か起こったときにそれを見れば自分の行く場所がわかるという。だから広島市が考えておりますのは、自分が記載をしてその防災カードは常時携帯をするとい

うことです。いかに危機管理がなっていないかということです。冊子を配ったから、もう職員は徹底している、これは私は間違いだと思います。もしあるのであれば広島市もそういう冊子は職員に配っているはずでございます。ただこの実態を見ただけで、いかに手元に置いてないといざというときに役立たないか。この辺を考えたの先ほどの答弁であったかどうか、まず1点。

次に、消火器の管理、回収の問題なんですけども、確かにこの11月に全国で取り組む、ましてや先日の大火災があった上に実際取り組むようになるんじゃないかと思うんです。そのときにはこの回収取り組み、パニックになりましてそのときに対応すれば手に入らない、あれは中を取り替えることもできるわけなんですけども、それを注文しても即座に対応できない事態は、私は目の前に見えるような気がいたします。いかに先手を打つか。この1点、大事なことだと思うんですけど、その点、町民の皆様にも一刻も早く今回の火災のことを踏まえて消火器の管理はどのようになってますでしょうかという、古い消火器は取り替えたかどうかという、そういう情報発信は私必要ではないか。国の施策、県の施策がおりてきたときにはもうパニックになることは、芸予地震のときにブルーのシートがなかなかなくて対応に苦慮したという報道もありますけども、いかに早く手を打つかという大事なことだと思うんですけど、その点やはりこの防災週間、予防運動期間にあわせての情報発信しかなされないのかどうか。

また1点、消火器の管理なんですけど、私、公共施設に行ってみまして、目立つところに消火器ないわけですね。私、消火器の管理で職員が交代をされたりしたときも消火器の場所、管理者がドアのところに書かれてますけども、もっといざというときに消火器を取りやすいところに設置をするという管理方法をちゃんと検討された上での、今の管理体制が盤石であるかということです。

次に、男女共同参画社会についてございますけども、確かに昨年12年9月の答弁で平成13年今年、行政連絡組織を立ち上げてまいりたいと考えておりますと、次は基本計画プラン策定に向けて15年度までにするという答弁はいただいております、今回も同じ答弁でしたけども、確かに町の行政の上では管理職登用という女性参画、女性の性差をなくした前向きな展開をしてくださっていることに対して感謝しているわけなんですけども、先日内閣府男女共同参画局より「根絶！！夫からの暴力」という冊子がまいりました。今日の新聞にもこの暴力が9,176件と離婚問題よりも婦人相談所に相談をされる件数が、もうこの暴力が第1位になったと。この冊子を見ますと、この中に相談

窓口は市町村の相談窓口という、男女参画局が出している冊子に窓口も設定してあるわけですね。そういたしますと、まだほかにも企業の雇用の問題とかたくさん、この男女共同参画社会は幅広いわけですが、条例をいち早く制定をすれば、その中から具体的な基本計画策定プランも容易になり、町民の皆様の啓発活動もその条例に沿って行っていけば速やかに行われるんじゃないかと思っております。この出雲市の男女共同参画による出雲市まちづくり条例を読んでも、すべてに網羅されておまして、これが条例化されれば町がこの条例化をすれば、一つ一つの施策の実現に向けていち早く行動がとれると私は思うんですけども、やはり15年までには条例制定も考えるけども、14年、15年は待つてほしいという答弁ですか、ないかということをもう一度お尋ねいたします。

次に、教育問題の不登校の問題なんですけども、先ほど本当に模範的な答弁だったんですけども、この不登校児、不登校の問題はすごい意味をはらんでおまして、小学校6年から中学1年、中学3年といった不登校になる児童が増える。それは学校に来たくなくてちょっと横道にそれてしまつての不登校というのが大きな問題となつてきております。なぜここがメンバーが問題かといいますと、行動問題調査によりまして、ここから暴走族への誘いがあり、暴走族に加入すれば薬物汚染につながり、暴力団加入へとその子の人生を狂わしてしまう道なんです。できるだけここに歯どめをするためには、保護者はもちろんなんですけれども、学校、教師が前面で力を出していかないとはいけないと思うんですけども、反面、不登校になる原因の一つに教師の発言、教師の行動によって不登校になっていくという比率もずいぶん報道されております。ですから教師の対応、取り組みはと質問させてもらったわけなんですけども、現実には確かに私、不登校になられた保護者の方から聞きますと、先生方の対応の悪さ、我が子どもが不登校になつても一度も担任が我が家には来られませんという声を多く聞きます。先ほどの答弁では連携をとつて対処してる。現実とはとんでもないこととございます。本当にその辺の実態はどのようにお考えでしょうか。

将来は今の学力低下による指導教室も考えているとおっしゃいましたけれども、一度学校に行かなければ授業についていけなくなるのは目に見えているわけです。そのときに本人は学校に行こうと決意して学校に行つても、勉強についていけなければまた同じ不登校を繰り返してしまう。この重大なポイントが私、全部外れてたと思うんですけども。

もう1点、そのスクールカウンセラーは本来不登校とは関係ありませんという答弁でしたが、この不登校の記事が出たときに広島県は全国ワースト7位なんですね、多いので。県教委はスクールカウンセラーの派遣を進めるなど学校を挙げて対策に取り組みたいとしていると明確にうたっているわけですね。この関係は教育長はどのようにお考えでしょうか。それと、スクールカウンセラーを先ほどの答弁で西中だけでしたけども、海中からも要望が強いとお聞きしておりますが、配置のご予定はありますでしょうか。

次に、中学校にストーブの要望が強い、あなたが言うだけじゃなくて保護者、生徒に聞いて検討いたしますということでしたけども、海田町の12月から3月までの温度をご存じでしょうか。小学校で何度以下になればストーブをたくという基準。ほとんど朝の8時半の海田町の温度でいきますと、平成11年も平成12年も12月、1月、2月、3月と10度を超えた日はほとんどございません。この実態はどのようにお考えでしょうか。

次に、ランチルームを今から大規模改修、建て替えて入れていくということだったんですけども、先般の食育の質問にもありましたけども、このランチルームの設置は急務の問題だと思ってますけども、最低でも何年後には実施される、建設される予定でしょうか。以上。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）冊子を配っただけで職員の防災意識は改まらないのではないかとというご質問でございますけども、忘れたころに災害はやってくると言いますように、いかに我々の防災意識というのを持続さすということが難しいことではないかと思えます。今年度中に防災計画を見直すという昨日答弁いたしましたように、特にその中で運用面、住民の方々を含めた防災訓練、そういうようなものを通してできるだけ具体的な形でそういう職員の防災に対する意識も変わって持続できるように、そういうふうなこと、例えば携帯の物についても含めて今から考えてまいりたいと思えます。

○議長（河野）地域振興課長補佐。

○地域振興課長補佐（望月）消火器事故防止対策についての再質問に対してお答えいたします。ご指摘の通り緊急的な課題と認識しております。そこで、消火器の回収に当たりましては住民周知について消防機関と十分な調整をし、広報等でお知らせをしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）公共施設の消火器の配置、取り扱いやすいところに置いているかどうかというご質問でございますが、公共施設につきましては各施設で管理しております。設置場所につきましては再度確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（河野）福祉課長。

○福祉課長（因幡）男女共同参画の条例化の問題でございますが、議員さんのご指摘は条例化によって町の強い姿勢を出せというご趣旨だと受けとめております。先月末に県の方の条例化に向けた懇話会の内容が各市町村に配られております。今の段階でどれくらいの速さでどうすべきかということについては、今のところそういう見通しはできておりませんが、ご指摘の強い意思を示せということをも十分踏まえまして、先ほど町長の答弁にありましたようなスケジュールの中で詰めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）不登校の問題、それからカウンセラーに関する問題について私の方から答弁をいたします。なお、環境美化、環境整備につきましては学校教育課長の方から。

まず、不登校の問題をいろいろ状況があるわけございまして、不登校の状況もその要因がまたいろいろございまして、とりわけそれぞれの家庭へすべての担任がなかなか行きにくい状況もございまして。と申しますのは、人間関係が、子どもと担任の先生との人間関係がその不登校の根っこにあるというような場合には、なかなか先生の方が行きにくくて、むしろ本町におります指導員が先生の意を受けて行くというような例もございまして。それから個々の生徒指導にかかわります、不登校にかかわります対応の仕方も、先生の個性によってそれぞれまた対応の仕方が異なっておる部分もございまして、また対応の中身もいろいろ異なっている部分もございまして。そういうようなことで非常に多様な状況がございまして、同じような形でこれを統一することはなかなか難しい面がございまして。

それから、スクールカウンセラーが不登校生徒を対象にしとらんというような受け取り方をなさったようございまして、私申し上げましたのは、西中学校に1名配置されておりますが、これがとりわけ不登校児童・生徒のみを対象にしたそういう対応じゃないと。もろもろの子どもたちの心の問題、友だち関係ももちろんありましようし、学校の中でのいろいろな、思春期の子どもたちでございましてから思いがございまして、そ

ういものもろもろを幅広くカウンセリングを行っておるというようなことで申し上げたわけございまして、誤解をいたされませんようによろしく願いいたします。

○議長（河野）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）それでは、教育環境整備についての再質問のうち、1点目の学校へのストーブのお尋ねでございます。町内の気温ということで気象の状況につきましては、広島地方気象台のデータと国信浄水場のデータをいただいております。ご指摘のように12月から3月にかけて10度を下回る、そういう状況がございます。実際学校で何度になったらストーブを入れるのかということにつきましては、現在小学校各教室へストーブを設置しております。ストーブをつける基準でございますが、これは学校環境衛生の基準ということで文部省の方で定められた基準に従いまして、冬期では10度以上、夏場は30度以下であることが望ましいという学校の環境衛生の基準の定めがございます。これに従いまして、小学校では10度以下であればストーブをつけるというそういう扱いにしております。中学校へのストーブの設置につきましては、小学校と同じような煙突をつけたタイプのものから、現在小学校でも新しいタイプではポット式のストーブといたしまして移動できるようなそういう形のを順次整備しております。中学校につきましても保護者、生徒等の意向を十分把握しながら検討してまいりたいと思います。

それから、ランチルームの整備につきましては、ご指摘のように食教育という視点から確かに食事の環境をよくするというのが1つの重要な課題でございます。教育委員会として施設設備の整備ということで中長期的な一応目標ということで、大方の概略の定めはしておりますけれども、最近のそういう震災の対策ということで耐力度調査ということを含めて、中長期計画の見直しを図っております。そういったことを見きわめた上で改めてランチルームを含めた整備を考えていきたいと、そういうふうに今のところ思っております。以上でございます。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）先ほどお答えいたしました中で1つ落としておりますので。海田中学校のカウンセラーの設置の問題でございます。今年度から県の方はカウンセラーの派遣という事業でやっております、派遣要望を両校とも出したわけでございますが、前年度事業で西中が入っておりますから、そちらを優先するという形で西中に今回行っておるわけでございます。来年度、できるだけ全校配置をしたいという県の意向も

ございますので、もちろん我々としては両中学校への派遣を要望するわけでございますが、その動きも見ながら対応を考えていきたいと考えております。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）対応を考えていきたいということは、各中学校に配置を考えるとというらえ方でよろしいのでしょうか。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）人材がなかなか見つかりにくいという状況もございます。ですから、我々の気持ちとしては派遣をしたいというか、海田中に置きたいという願いを強く持っております。そういう方向性を持ちながら対応を考えていくということです。

○議長（河野）10番、崎本君。

○10番（崎本）10番、崎本でございます。3点だけお伺いいたします。

町長の方針についてでございますが、最近経済状況が沈滞する中、今後の財政も厳しいものがあることから、今後は町長は町長のリーダーシップを示すときだと期待するが、その信念を示されたい。

第1番目に、合併について県でも具体的な動きがあるが、町長は2005年までにどのような計画を立てておられるか問うものでございます。

2番目に、6月議会で今年採用した職員9名のうち8名は試験をしているが、1名は3月末付で退職者が出たため、急きょ資格によらず選考により採用したとの答弁があったが、急きょ採用しなければならなかった理由は何か問うものでございます。

3番目に適正な定員確保、人事配置、効率的な執行体制がなされているか問うものでございます。

○町長（加藤）崎本議員ご質問の3点でございますが答弁をいたします。

第1点目の合併についてでございますが、ご存じのとおり、合併特例法の有効期限は先ほど齋木議員からもありましたように、平成17年の3月末までとなっておりますが、本来合併問題は町と議会が両輪となって検討すべきものであると、このように考えております。先日の合併調査特別委員会で県の室長から説明があったとは思いますが、特例法の期限によるスケジュールから申しますと、来年夏ぐらいいまでは町と議会、それぞれが合併推進の意思表示を行い、9月までに任意の合併協議会を設置する必要があると考えております。この間、住民への説明や意見聴取が必要となるものと考えております。この協議を取りまとめますと、法定協議会設置の議案を市と町で提案することになり、

両市町可決後、法定協議会を設置する予定となります。法定協議会では合併協定事項の協議を行い、協議が整えば合併協定書の調印となります。また、住民に対しても協議会の協議内容などの情報提供をするとともに、十分な住民の意見聴取を行う必要があると考えております。今後とも議会の皆さんと協議しながら早い時期に結論をお示ししたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

2点目の選考により急きょ採用しなければならなかった理由はとのご質問ですが、先に住吉議員にご答弁申し上げました通り、結婚や病休など人事的な変動があり、組織の維持管理の立場から、町長の権限において職員を選考採用させていただいたものでございます。

3点目の適正な定員確保、人事配置、効率的な執行体制がなされているかというご質問でございますが、事務事業を効率的に遂行するためには、適正な人事配置が重要となっております。行政需要が複雑多様化し、業務量も増加の傾向にありましたので、昨年10月に機構改革をするなど、効率的な執行体制の確保に向けて努力しているところでございます。以上でございます。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）第1点目の合併問題でございますが、最初に申したとおり、私は町長のリーダーシップを示すときだと発言いたしましたとおり、その信念を町長の信念を問うておるものでございますので、一般的な問題を問うておるものではございません。町長の任期は2004年の5月まででございます。それまでに町長は合併に対してどのような信念を持って今度、海田町のリーダーとして町民を引っ張っていく覚悟か、それを問うものでございますので、ちょっと間違えんように、もう1回再質問をお願いいたします。

それと第2点目の採用の問題でございますが、何か理由があったからやられたのではないかと再々質問いたしますが、これに対しては資格がない人を、山岡議員さんの分からでも質問がありましたが、資格が当てはまらない人を急きょ選考によって雇われた理由は、どこかにあるはずなんです。それはどこかと聞いています。それで最後にこの前の最後の質問ですが、助役は採用試験等を行った場合はその経過を公表するようになっていないと言われました。それで最後、打ち切られましたが、今日の今の時代、公表しなくてもいいようなことはありませんよ。ほとんどすべて公表しなくてははいけませんよ。この質問に対しての態度がちょっと横柄というか、ちょっと生意気なんです。経過等について公表せんでもええて、ほいじゃ私が公表しますよ。山岡議員の質問にあり

ましたように、都市開発公社の専従職員が、十何年かやってこられました専従職員がおられます。その都市開発公社の何かの理由で専従職員が要らなくなったか必要でなくなったか知りませんよ、その人を町職員に採用されたんじゃないんですか。

この前の6月の説明によりますと、今年1月になって結婚退職することが判明いたしましたね。それで職員の今のいわゆる健康管理の状況それから時間外状況、そういういろいろな状況を勘案したとき、臨時職員をもってそれに充てるのが適切かどうかということを考えましたところ、業務に少なからず支障を生ずるであろうと判断いたしまして選考委員会により選考したわけでございますとあります。このやめられた方は出納室かどこかの人がやめられたわけでございます。選考委員会で採用された方は監理課におられます。何で出納室の人がやめられて、選考委員会で雇った人が監理課に残っておられますか。この答弁から言うたら、臨時職員をもってそれに充てるのが適切かどうかを考えましたところ、業務に少なからず支障が生ずるであろうと判断いたしまして、選考委員会により選考したわけでございますとあります。選考委員会で選考したなら、出納室の人が辞められたら出納室に選考委員会で選考した人は出納室におらにゃいけんでしょうが。どういうことですか、これは。選考委員会にかけて選考した人が監理課におられるて。これはどういうことですか。だから私が今度次言っていますように、適正配置はされていますかって。そうでしょう。定員確保、この前の町長のあれでも縦割りのきちっとした職員のあれでもって機構改革をやったと言われるように、適正な人員の配置ができていますかということがここにあるでしょう。どうですか、それ。言われたこととやっておられることが違うんじゃないですか。

だから素直に開発公社の専従職員が今、開発公社がこういう事態じゃから、専従職員が今の監理課がやるようになったから、専従職員は要らないと。今の専従職員を開発公社がある監理課にその職員を本採用してそこで雇うたというんならわかります。全然これ、答弁内容とやっていることが全然違うじゃないですか。じゃないんですか。

3回目の一般質問の打ち切りのときには言われてますよ。その経過等について公表するようになっておりませんと。別に選考して募集して、選考で雇おうが雇うまいが、あんたらに公表する必要はないと。権限は町長にあるから、町長がどう雇うてもええんじゃないと、公表する必要ない。第3で社会福祉協議会とかシルバー人材センターとかいろいろなところがあります。この人が必要なとき、それじゃ採用を勝手に選考委員会やって、町長権限で雇うていいんですか。皆、そういう考えになりますよ。どうです、最初にそ

れをお願いします。

- 町長（加藤） 合併に対する再質問に答弁いたしますけれども、ただいま答弁したことについては、それは既定のことであって、町長は16年の5月6日で任期が切れるじゃないかと、こういうことであろうかと思えます。

ただ、これはあくまでも町長の期限というより、やはりこれから法定期限が17年3月末までで切れるということですので、それ以前に当然あってもおかしくないわけですので、これはやはり町長の任期ということよりも、これから特別委員会あるいは任意の法定協議会、こういう中からいろんな内容の協議等を深める中で、いつがいいんであるかということが見通しがつけられてくると思うわけですので。

例えば、それは町長が前年の5月6日に切れるんだからそれまでにやるのか、あるいはもう1回選挙して法定期間の17年3月末まででやるのか、こういうことであろうかと思えますけれども、私としてはやはり法定の期間内に、これは最後の日にするという意味じゃございません、それ以前にそういう諸要件が、ましてや相手があることですので。今度は法定協議会などになりますと相手もあることですので。そういう中でやはり合併という期日は決まってくるものであって、私が今ここでいつにするんだと、リーダーシップを発揮しろと言われても、これは相手との協議ということもしますので、これから皆さんと協議をしながらその中で、いつがいいんであるかということとは出てくるとこういうふうに思っております。

- 議長（河野） 助役。

- 助役（石原） 職員の採用の経過について公表すべきではないかというご質問でございますけれども、職員の任用権というのは町長の専権事項でございます。また、その選考過程の中身につきましては個人のプライバシーにかかわるということで、公表するようになっておりません。それは当町の情報公開の条例の中でもそれは公開できない、しない事項としても定めております。

それから、職員の欠員が生じた場合にその職員をどういう形で採用するかということは、町全体の定数管理、定員管理の中でその職員の採用問題を論ずるべきでありまして、当然、例えば13年度末に退職されたところへ14年度に採用する新任職員が配置されるということだけでなく、全体の中で職員の能力とか経験とかそういうようなものを適正に配置するために考えるわけですので。

それから、適正な定員確保、人事配置という効率的な執行体制がなされているかというところでございますけども、そうあるべく心がけているところでございます。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）町長、ちょっと私勘違いして、町長のそれだけの信念がなかったら、それはしょうがないのである。例えば府中の町長は自分独自で単独、府中は府中でやりますと。自分の考えを言うて自分の考えはこうですと。ついてくるかついてこんかは知らんが、自分の考えはこうだから議会でもそれを念頭に置いて論議してくれと。そういう趣旨があります、信念が。町長はそういう信念を、私も5期、海田町民の代表として、今のいろいろな権限を任されておるわけです。町長も、もう今度5期で20年ですよ。もうそろそろ皆さんが考えているのは、合併問題もあるし、あれもこれもある。町長も20年の総仕上げをするときだと思つて自分の肝に銘じて町民に対してそれを示すときと私は思いますよ。5期も町民に選んでもらうて、最後にはそれを町民に対して恩返しをつもりか、まあどうでもいいですよ。やっぱり町民に対して海田町をよくするために、自分が一肌脱いで、自分が悪者になつてもええ、自分はこういう信念でやりたいということ、やっぱり20年やったら、1回くらいはそういういことを訴えてみなさいや。まあそういうことで町長、もう1回、お願いします。なかったらなかったでいいんです。

それが何ていいますかね、6月の一般質問で合併に対してやっぱり4件か5件出しました。そのときの答弁は、住民の盛り上がりがあったらその時期にやって考えると、前向きで。今の議会で合併推進協議会かなんとか、あれができたら、今日の答弁ではほとんどそうですよ。議会と協議して、今度は町民が議会になったんです、住民が。やっぱり町長が言われたら最初をずっと通されたら、住民を主体で住民を大事に住民でやるか、せっぱ詰まったら議会と勉強を話し合つて議会を優先的にやるか。町長、ここでは6月の答弁と9月の答弁、もう違いますよ、実際言うて。違うわ、自分が言うたことだから、わしゃ違うかなじゃいけませんよ、議事録に載ってますから、議事録に載ってますから、それはわしゃ違うから、わしはそういう考えじゃないと言われても。今まで皆さん知つとつてですよ。町長の答弁じゃ、住民主体、住民の意見の盛り上がったときと言うて、いつと言うて言われたのが、今回は議会と勉強会、今の合併、あれと勉強会。そのあとで住民にどうのこうの言うつてんです。そこらで食い違いがあるでしょう。だから、町長がそれじゃなかったら、それじゃなかったでええですよ。町長がそれだけの信念でやっておられる言えば、それで私の答弁は町長なりに答えてください。

それとですよ、今の助役の問題です。私はここまで言うてますよ。全般的なことを考えてじゃないんですよ。助役がほとんど私の質問に答弁されてます。プライバシーの問題じゃないから、今の名前も皆伏せてやってますよ。実際、そういうふうに助役言われましたが、自分が正当な立場で。採用された人間も困りますよ、こういうことを一々言われて。そういうこと考えたことありますか。だから、この理由を私が言ったように、全般的なことを考えたら、結婚されてやめられたところへ補充されるのが、一般常識から考えたらそれが妥当だと思われませんか。それは物事を全般的に、あんたらみたいにこんまいこと考えてやへんと、わしは職員全般のことを考えている。職員全般のことを考えてないから、こういうことが起きるんじゃないんですか。そうじゃないんですか。

これから私がこれぐらいのことやったら、私はそういう、町長よう聞いてますか。疑惑が持たれんような、消防議会のときには消防とこれは違う言われましたが、そういう疑惑が持たれんような町政を町長はしっかりやらないけんでしょう。そうじゃないんですか。そういう疑惑をここらでつかれるような行政をやっちゃ、町長はだめじゃないんですか。そうじゃないんですか。言い訳をせないけんような町政はやめなさいや。やったらけんでしょうが。何も私は悪いことはしません、疑惑が残るようなことはしませんと言われる。証拠がないから私らも何も言やしませんよ。じゃが、こういうことを言われるようなことをせんと、選考委員会なら選考委員会、そりゃあ町長が言われるのはわかりますよ。開発公社の事務を監理課に間借りして一角を間借りして十何年、事務をやっておられましたから、これは事務に適しているか適してないかそりゃわかりますよ。そりゃあ自分だけは実務をこれを出納室の者がやめたら出納室へ入れとったら、急きよ要ったから、これをあっちはやらないかと言い訳もつくでしょう。今度、監理課の職員が十何年来る者がなくて、何で監理課の職員が足らんと、急きよあっこに必要だったんか。この平成13年度の採用試験に受かった者がそこへ配置できるまでをなぜ間に合わなかったのか。何かそこには理由があるでしょうが。そうじゃないんですか。年が多いから、これは私の推測ですよ。年が多いから、やめさせたら就職もほとんど、海田町へ採用するわけにも、これが資格がもう年があれじゃから。ちゃんと海田町の採用資格というのがありますから、何かの資格に当てはまっている中でやられたらまだいいんですがね。それは選考委員会が選考するのは町長に権限がありますよ。町長に権限があったら言われることは何やってもいいかということですよ。そうじゃないでしょう。これはここには理由があるように、きちっと私も県や市に聞きましたよ。やっぱり最低限、論

文とか作文とかなんとかいう試験があるらしいんですよ。それだけは最低限やりますよと言われましたよ。助役はもういいですから、町長にちょっと、今後どうされますか。町長に聞きたい。助役はもういいですから。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）合併の問題でございますけれども、リーダーシップとか府中町の町長が先言うたじゃないとか、いろいろなご意見をいただくわけでございますけれども、これまでいろいろな方からの質問の中で今回の議会で答弁申し上げておりますのは、この平成17年3月末の法定期間内には、やはり海田町の方向をはっきりすべきであると、いうふうな考え方を私は持っております。そのことについてはこれから議会の特別委員会、また来年、もちろんこれは議会のご承認も要るわけですが、任意の法定協議会、そういう順序の中で決まってくると。私自身はこの法定期間内の中でやはりやっていくべきであると、このような判断をしてきておるわけでございます。

それと住民のことにつきましては、そういういろんな協議会を設置する中とかに、当然住民に説明をし、また意見を聴取したりとこういうようなことも当然に入ってくるわけございまして、そういう手順は必ず踏まにやならんということでございまして、このことについてはそのような理解をいただきたいと思っております。

職員の採用につきましては、助役の方から答弁いたしましたように、確かに誤解を受けるようなことはするなと、こういうことのご意見でございますけれども、特に違法的な採用をしたということではございませんので、十分ご意見は尊重しながら我々もこれからそういう事案があった場合にどう対応するかというのは、十分に考えてみたいと思っておりますけれども、ただいま言われるように、これは助役が申し上げたように法的にやっではならんことをやったじゃないかということじゃありません。ただし、言われるような誤解を受けることのないようには十分配慮していきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（河野）1番、岡田君。

○1番（岡田）1番、岡田です。3点質問いたします。3点目が重複すると思っておりますけれども、質問させていただきます。

まず、国民健康保険と介護保険の減免制度について。長引く消費不況の中で商店の廃業や企業の倒産、リストラで国民健康保険に加入している自営業者の方や高齢者が保険税の支払いが大変困難になっています。加えて本年10月からの65歳以上の方の介護

保険料の全額徴収によって大変な負担となるものと思われます。ある年金者の方は生活保護を受けるには若干収入が多いために、国民健康保険の保険税や介護保険料を支払うのに大変苦勞されております。

1 番目に、国民健康保険税の申請減免についてお尋ねをいたします。地方税法 7 1 7 条では「水利地益税等の減免」の中に国民健康保険税の減免も含まれていますが、減免の状況はどのようになっているのかご説明ください。

2 番目に、国民健康保険税の申請減免を町民に知らせる努力はどのようにされていますか。

3 番目に、広島市や呉市では所得が生活保護基準の 1.3 倍以下の世帯は申請をすれば減免するような制度があります。海田町としてはどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

4 番目に、自治体の役割として住民の生存権を守らなくてはならないとありますが、短期保険証の発行は生命と人権を奪う制裁措置という性格を持つものであり、一部のみに期限を切った保険証を発行することは差別を持ち込むことです。住民の命と人権を守る自治体の責務を放棄するものですが、どうお考えですか。また、短期保険証の発行状況はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

5 番目に、資格証明書の発行状況もあわせてお尋ねをいたします。

6 番目に、本年 10 月からの介護保険料の全額徴収はお年寄りの年金から徴収するわけですが、負担を軽くするための減免規定など計画されておられますでしょうか。

2 番目に、中学校給食について。学校給食法第 1 条では、児童・生徒の心身の健全な発育に資するとともに、国民の食生活に寄与するとあるように、学校給食は子どもたちの大切な権利です。給食には教育的価値もあり、海田町では家庭の事情などによって約 1 割の生徒が弁当を持参できないという状況の中で、教育の一環として学校給食を社会や自治体が賄うのは当たり前です。権利教育ですから、全国で同じ中身が保障されなければなりません。まして同じ安芸郡内にある中学校で学校給食があつたりなかつたりという格差はあつてはなりません。平等に保障されるのが権利教育です。以上のことから、なぜ中学校給食を実施しないのか重ねてお尋ねをいたします。

3 つ目に、ごみ処理機の補助金についてお尋ねをいたします。現在、埋める、燃やすというごみ処分の方法ではなくて、環境問題、リサイクルという観点から考えるならば、家庭で排出される生ごみを処理する場合の処理機に対する補助制度は、ごみの減量化、

リサイクルにつながるとは思いますが、補助金を出す考えはありませんかお尋ねをいたします。以上3点です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）岡田議員ご質問の1点目、3点目につきましては私から、また、2点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

1点目の国民健康保険と介護保険の減免のご質問についてお答えいたします。国民健康保険の減免の状況についてでございますが、本町におきましては海田町国民健康保険税条例第16条において減免規定を設けております。お尋ねの事例は、このうち第4号に該当するものと思われませんが、申請に基づいて、客観的に見て納税困難という結論に達した場合は減免することとなります。現在のところ規定に該当する減免の申請をされた被保険者はございません。

次に2点目の減免制度への周知方法でございますが、毎年パンフレットを作成し国保の全被保険者世帯に配布を行い、周知に努めております。保険税の減免制度につきましても紹介しております。また、先の芸予地震における減免につきましても自治会を通じてのチラシ等の回覧により周知を図りました。

次に、3点目でございますが、広島市や呉市などの大都市では本町と違って保険料として国保の事業運営を行っております。本町では地方税法に基づく保険税であり、全国的にも9割の市町村が保険税を採用しておられます。地方税の減免につきましても他の市町村民税や固定資産税等の普通税にもございますので、慎重を期しての総合的な対応が必要となってまいりますし、国保には低所得世帯に対する保険税の軽減制度もございます。したがって、本町といたしましてはご提案の減免につきましても、特に考慮せず、今後も現行制度での所得の低い方々に対し、過重な負担にならないように配慮した制度運営を行うことが重要であると考えております。

次に4点目でございますが、国保の収納対策は健全財政の維持と被保険者への負担の公平の観点から、極めて重要な課題であり、本町におきましても滞納者に対し収納促進を図る等のため、法による被保険者証の制度上許された運用方法により、有効期間を短く区切った被保険者証を交付しております。当然その被保険者は医療機関への受診等につきましても、通常の被保険者証と代わるものではございません。なお、短期被保険者証を交付しております世帯は、349軒となっております。

次に5点目でございますが、現時点では資格証明書の交付は行っておりません。しか

し、平成13年度から資格証明書の交付については法により義務化の措置がなされております。本町といたしましても国民健康保険税の滞納世帯に係る被保険者証の更新事務実施要綱に基づき、資格証明書の交付を行ってまいります。

次に介護保険料の減免に関する規定の整備についてでございますが、ご承知のとおり介護保険制度は、介護問題を社会全体で支える新しい社会保障制度として創設されたものでございます。このため、第1号被保険者である65歳以上の方全員に介護保険料を負担していただいております。この介護保険料は負担能力に応じた5段階による保険料の設定をしておりますが、町民税非課税世帯の第2段階と、生活保護受給者や老齢福祉年金の受給者などが属する町民税非課税世帯の第1段階の方々については、他の段階に比べ保険料を軽減しているところでございます。

このたび、広島市など2市1町が平成12年度の介護保険料の余剰分を減免の原資に充てて、本年の10月から第2段階でありながら本人の意思で生活保護を受けないなど第1段階同様の生活水準にある被保険者を対象に減免の拡大を行うことが報道されております。生活に困られている方々の介護保険料の減免問題は、課題としてとらえておりますが、初年度である平成12年度の保険給付の決算見込みは予算の98.14%と、ほぼ計画通りの執行状況となっていることと、介護サービスの利用に係る保険給付費の50%は保険料で賄っていることから、低所得者に対する新たな減免規定は他の被保険者への負担増につながることもなりかねず、負担の公平性を考えたなら、法定外の減免の実施は適切でないと考えております。

次に、一般家庭用生ごみ処理機の購入に対する補助金についての質問でございますが、先に渡辺議員にご答弁申し上げたところでございますので、そのようにご理解をいただきたいと思っております。

それでは、2点目につきましては教育委員会から答弁をさせます。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）中学校給食についてお答えいたします。中学校給食に係る今後の方針につきましては、先の6月議会でお示したところでございます。教育委員会といたしましては、中学生という多感な生徒の心を家庭から支援していくことが必要であるという考え方から、保護者の手づくり弁当を基本としたデリバリー方式について、生徒、保護者等の意見をいただきながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（河野）岡田君。

○1番（岡田）短期保険証の発行なんですけども、これは昨年の5月頃ですか、改正になったから保険料を払わない人は保険証を取り上げるという。それから1年たったんですけども、今のこの長引く不況とかなんかでかなり自営の人も倒産とかかれて、物すごく払いたくても払えない人がかなりおられると思うんです。それを一律に今までの、意図的に払わないというふうな人と、もちろんそれは区別されるんですか。そういうふうな措置をとられるということなんですよね。

それと、中学校給食なんですけども、けさ、西田議員が質問されたときに、給食は教育効果が高まるというふうに言っておられますよね。だからもちろん、給食を実施した方がいいというふうにとらえておるんですけどね、私たち。今の教育長の発言は。それは何かできないという理由があるんですか。それを、しつこいようなんですけども、お尋ねをいたします。

それとさっきのごみ処理機なんですけど、平成6年にいろいろモニターされて具合が悪かったと。でもあれからもう七、八年たっているんです。今、かなりのメーカーさんがいろいろなものを出して、においとかがいうふうなものも改善されておりますし、今のガーデニングですか、ああいうふうな肥料とか家庭菜園の有機肥料にして使われるんです。あるメーカーなんかは、これを購入して、もしも自治体がそういうふうな補助制度があったら使えますよというふうなところまで来ているメーカーもあるんですよ。そういうふうなことも踏まえてのご検討をお願いいたします。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）岡田議員さんの1点目の国民健康保険の再質問でございますが、資格証明書のことじゃないかと思うんですが、よろしゅうございますか。資格証明書につきましては、先ほど町長の答弁もございましたように、法によりまして義務化となっております。本町といたしましても、義務化に基づきまして、当然昨今の経済状況を勘案しながら、そうした特別の事情、要するに経済的なものかどうか、そこらの把握をしながら、短期保険証と併用しながら資格証明書の交付をしまいたいというような気持ちでおります。と申しますと、やはり短期保険証と申しますと、納付はしたいんだけど一遍にできない、そういう分割して納付される方等は当然、短期保険証として今処理させていただいておりますので、そういうした方と違いまして、再三再四こちらの方の文書催告等にもかかわらず、どうしても納付相談等に応じていただけない方がおられます。そうした方々には、いろいろ特別な事情の把握をしながら、資格証明書の交付をやって

いくという状況にありますので、あくまでも短期保険証と併用しながら資格証明書を発行していくというようなことをございます。ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）給食に關します再質問にお答えいたします。ご質問の中で、なぜ給食を中学校、実施しないのかと、教育効果があるのかということをございます。まず、学校給食法の第4条、義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならないということをございます。絶対的な義務ではございません。設置者の裁量で実施するかしないかということをございますが、一つお断りしておかなければいけないのが、岡田議員さんのご質問を判断いたしますと、中学校で給食を実施していないというふうに聞こえるわけですが、給食には完全給食、あるいは補食給食、ミルク給食とございまして、現在でも海田町はミルク給食を実施しております。

今回、それを一步前進してデリバリー方式をやっていききたいというふうに、6月議会から申し上げておるわけをございます。これにつきましての理由は、今回の議会でもいろいろ不登校等の問題もご指摘を受けました。現在、中学校の不登校問題、あるいはそれから非行に移っていくという中のいろいろな理由がありますけれども、一番大きな問題は親の愛情であろうというふう到我々は判断をいたしております。そうした中で、やはり今9割の子どもたちが親御さんの弁当を持って、昼食を食べておるわけをございます。せつかくそういったものが出来上がっておるものを、それをなしにするということはいしたくない。ただ、1割の子どもたちが弁当を持たないということについて、これはデリバリー方式で弁当給食をしていききたいという考えでおります。そういったことの中で、今後、デリバリー方式について検討を進めてまいるというものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）ごみ処理機の再質問にご答弁申し上げます。

いろいろな開発が行われているというふうなご提案をございます。調査してみたいと思ひます。おそらく補助制度になじむかどうかについても、相当高額になるかどうかというふうな問題があろうと思ひます。その辺も当然検討対象になりましようし、問題は、渡辺議員がおっしゃいましたように、リサイクルのシステムの中に堆肥化が、ちゃんと堆肥として使用されるリサイクルシステムが構築できるかというふうな問題をございます。そこらも十分、ご指摘の点も含めて調査はしてみたいと思ひます。

○議長（河野）これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩をします。再開は3時半。

~~~~~○~~~~~

午後3時14分 休憩

午後3時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き、本会議を再開いたします。

日程第2、第39号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第39号議案、工事請負契約の締結について（瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事）。・町地内において施工する瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容については担当者から説明をいたします。どうぞよろしく願いたします。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、工事請負契約の内容につきましてご説明いたします。

工事名でございますが、瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事でございます。工事場所は海田町・町地内、請負金額は1億1,025万円でございます。請負者は松本建設株式会社代表取締役、山口恒博でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成14年3月15日まででございます。なお、入札結果につきましては資料1の方をご参照願いたします。工事内容につきましては、担当課の方よりご説明いたします。

○議長（河野）下水道課長。

○下水道課長（槇根）それでは、工事の概要について説明いたします。資料2の工事箇所図を願いたします。

まず1-1ページは雨水幹線の施工計画図でございます。青色で示している部分は工事が終わっている区間で、現在中雨水幹線が約600メートル、塚谷幹線が54メートル、昭和幹線が96メートル整備済みでございます。次に、黄色で示している区間は、平成14年度から平成15年度にかけて整備を予定している箇所でございます。延長約250メートルでございます。次に、ピンクで示している箇所が今回施工する区間でございます。

次の1-2ページを願いたします。今回施工する区間の少し詳しい位置図でござ

います。・町17番街の日石三菱ガソリンスタンド前付近から、東に約100メートルの区間、幅3メートル40センチ、高さ1メートル80センチのボックスカルバートを、また日石三菱ガソリンスタンド前付近から北側へ8.8メートルほど、幅2メートル50センチ、高さ1メートル50センチのボックスカルバートを開削で県道矢野海田線に設置するものでございます。この区間は、将来的には・町とか大立町地区の浸水を解消するための重要な幹線となるものでございます。

次に、2ページには施工区間の平面図と縦断面図を、3ページには標準断面図をつけておりますのでご参照ください。なお、工事の施工に当たりましては、地元の方々と十分調整を図りながら実施するとともに、通行の安全等安全対策には万全を期してまいりたいと思っております。以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第39号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第39号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第3、第40号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第40号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定について。平成13年6月に地方税法が改正されたことに伴い、個人住民税について平成13年10月1日から平成15年3月31日までの期間内に、所有期間が1年を超える上場株式等を譲渡した場合においては、当該上場株式等の譲渡に係る所得の金額から100万円を控除する特例措置を設けたものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（河野）税務課長。

○税務課長（畝） それでは第40号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。資料3-1で説明させていただきます。附則第19条及び第20条を改正しております。これは平成13年6月27日、地方税法が改正されたことに伴うものでございます。この内容は、最近の経済情勢を踏まえ、個人投資家の市場参加の促進の観点から、個人住民税について所得割の納税義務者が平成13年10月1日から平成15年3月31日までの期間内に、所有期間が1年を超える上場株式等の譲渡をした場合においては、当該上場株式等に係る譲渡所得の金額から100万円を控除するという特例措置を設けたものでございます。この改正に合わせて条例を改正するものでございます。

附則第19条に第3項及び第4項として、この改正を加えております。その他の改正部分は地方税法及びこの条例の改正による条項の移動及び法律番号の削除です。この条例の施行の日は、地方税法の一部を改正する法律の施行の日と合わせて、平成13年10月1日としております。以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。桑原君。

○4番（桑原）ちょっと質問するわけですが、3項の金額が100万円というのは何か根拠があるのかどうか。それと、4項にやむを得ない理由、町長のやむを得ない理由というのは大体どういうことを考えておられるのか。

○議長（河野）税務課長。

○税務課長（畝）これは国の地方税法の方の改正によりまして、100万円と規定されておりますので、根拠というものはございません。

やむを得ない理由という場合ですけど、これは原則として確定申告、申告を出すことによって控除を受けられるのですが、申告できないときがありまして、そのときに理由をやむを得ないという理由ですか、変更等がありましたら、申請できることになっております。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第40号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第40号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第4、第41号議案、海田町民レジャー農園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第41号議案、海田町民レジャー農園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。現在町内には3カ所のレジャー農園がございますが、新たに蟹原2丁目にレジャー農園用地として借地できることとなりましたので、条例の一部の改正をお願いするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（久保）それでは、第41号議案の海田町民レジャー農園設置及び管理条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。先ほど町長から説明いたしましたように、現在寺迫、蟹原、・地区の3カ所にレジャー農園がございますが、新たな農園を増設するためのめどが立ちましたので、条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正内容でございますが、海田町民レジャー農園設置及び管理条例の一部を改正する条例第2条、これは農園の名称及び位置を規定しておりますが、2条の表中、「蟹原レジャー農園」を「第一蟹原レジャー農園」に改め、このたび新設しようとするレジャー農園を「第二蟹原レジャー農園」とし、位置についてはいずれも海田町蟹原2丁目とするものでございます。なお、この条例の施行は平成13年10月1日からでございます。また、増設されます農園用地は680平米で、蟹原2丁目の蔵下秀俊氏から10年契約で無償でお借りし整備を進めておりましたが、区画数が23区画で、中央に手押しポンプを設置しております。なお、資料3-3に農園の位置図を示してございますので、ご参照いただければと思っております。以上でございます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第41号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第41号議案については、原案のとおりに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第5、第42号議案、海田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第42号議案、海田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。水道施設整備等基本計画に基づき、水道施設の適正な整備を行うため、給水人口及び一日最大給水量を変更するものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（河野）水道課長。

○水道課長（畠山）それでは、海田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。今後、水道施設の更新などの整備を進めるに当たりまして、将来の需要量に見合った効率的な施設整備を行うため、海田町水道事業の設置等に関する条例第2条第3項の給水人口を「3万5千人」を「3万1,500人」に、同条第4項の1日最大給水量「2万立方メートル」を「1万6千立方メートル」に変更するものでございます。なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。給水人口3万1,500人は上位計画の第3次海田町総合基本計画に合わせたものでございます。また、この給水人口をもとにして、1日最大給水量を1万6千立方メートルにするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。これによって施設機具の減少があるのかどうかということと、もう一つは、これによって節減がなされるのかどうか、お尋ねをするわけです。

○議長（河野）水道課長。

○水道課長（畠山）2万立方メートルから1万6千立方メートルに減少するわけですが、施設の規模といたしましては減少はいたしません。言いますのが、現在は2万立方メートルで、その中には、県から受水する量をその中で3,300トンという計画であります。今度は1万6千の中では800トンということで計画しております。それと、あとは、現在国信と蟹原に源流の水源がございますが、その水源で十分賄うものでございます。

それと、節減につきましては、今後施設整備を行うわけですが、今の2万立方メートルでの施設をつくるのではなく1万6千に合わせたものでやるということで、節減になると考えております。

○議長（河野）ほかにございせんか。山岡君。

○14番（山岡）14番、山岡ですが、今回3万5千人を3,500人ほど減すということは、長期展望が、推計が間違ったと解釈するんですね。ということは、水道需要が伸びるということで計画をされたものが、今回減すわけですね。となりますと、今、課長の答弁のなかにあった県水を年間4,800万以上の金で買っているわけですが、このことについて、今回のこの改正でどういうふうにされるのか。そしてまた、人口が今、3万人を上下になっているような人口推移でございますが、これが今度、また逆にどんどん伸びたときには、簡単にこれがもとに戻せるのか。簡単に申請がすぐ通るものかどうか。この間は下げたじゃないかと、また上げるのかということが簡単に条例改正ができるものか。その2点、お願いします。

○議長（河野）水道課長。

○水道課長（畠山）推計が間違っておるのではないかとということでございますが、当時、これは57年に3万人から3万5千人に変えたものでございますが、当時は、予測では、海田町の人口が3万5千人になるということでやっていたわけですが、当時は3,300トンの県水を受水するというようになっておりましたが、現段階では日々240トンの取水を行っておるわけなんです、県の水は料金が高くつくもので。そういうことであり

まして、今後も今の3万1,500人に合わせて県水の受水を少なくするという形で進めておるわけでございます。

それと、また増加した場合どうするのかということですが、一応今、1万6千で計画しておりますが、水源といたしましては県水以外にも予備水源というような形で確保しておりますから、将来的に増えた場合はそれで対応できるものと考えております。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）以前にこの問題、県水を買わんでもいいんじゃないかということを一一般質問でも話したことがあるんです、この水道事業で。そしたら県が、当初約束したときに、設備とかいろんな関係でこれは曲げられんのだという答弁をいただいております。今の課長の答弁でしたら、水が要らんようになったらそれができるのかということだけ、もう一遍確認しておきたいです。減すことができて買うのが少のう済むのかということだけ。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（佐藤）県水のことですが、県水の最初の予約を決めるときに3,300と、これは動かせません。今後も動かせません。1万6千の中に800トンというのは、最大の中のところに予備を設けながら800トンという計算でありまして、実際に使っているのは今1万1千トンか2千トンです。最高でも1万4千くらいが今年度、そういうところで。大体施設の8割ぐらいが通常になってくるんですが、それでもまだ余裕があるという形の中で、800トンという計算上の数字はありますが、今と同じで、とらなくても、全くもらわなくてもいいと言いながら、基本料金31立米3,300トンとそれから基本料金31円。それと水量3,300トンの今の契約の間をとりますと91円ですか。その後、今度は超過料金という形の中で、3,300トンを超えていきますと200円ぐらいをもらうんですけど、最初の基本料金が、これは使っても使わなくても払わないといけません。これは今後とも払わないといけません。だからゼロでは困るということで今240トンもらっておるんですが、この中身については今後も変わりません。以上でございます。

○議長（河野）ほかにございませつか。堀間君。

○7番（堀間）7番、堀間です。平成12年度の決算では排水量が下がってます。もしこのように数字を変えたら平成13年度の排水量というのは上がっていくんですか。それ

とも数字上は何ら変わらないんですか。

○議長（河野）水道課長。

○水道課長（畠山）排水量につきましては、実際に使いました数字でございますから、12年度よりは変わった数字になっております。今の、今年度の状況で言いますと、昨年度よりちょっと排水量は減ってくる模様でございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第42号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第42号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第6、第43号議案、平成13年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第43号議案、平成13年度海田町一般会計補正予算（第2号）。平成13年度海田町一般会計補正予算（第2号）は児童・生徒の安全確保のための経費及び町道9号線道路改良工事に伴う経費等の増額の予算措置が必要となりましたので、歳入歳出それぞれ1億2千万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億4,574万5千円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）それでは平成13年度海田町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料4の補正予算事項別明細書に従いまして、歳出からご説明をいたします。

まず、3ページをお開きください。総務費、総務管理費の諸費の償還金利子及び割引料でございますが、13年度法人町民税予定申告納税に係る年度中途における町内事業所の閉鎖等による法人町民税還付金として800万円を増額するものでございます。徴

税費の賦課徴収費の委託料につきましては、15年度固定資産税の賦課に係る評価替えに伴う土地の鑑定評価を委託するための経費として、665万3千円を増額するものでございます。

次に民生費、社会福祉費の老人福祉費の役務費でございますが、現行の老人保健福祉計画及び介護保険事業計画を14年度までに改定する必要が生じたので、その基礎資料とする在宅福祉及び介護サービスなどの利用に係るアンケート調査を実施するための郵送料として、57万5千円を増額するものでございます。委託料は介護サービスの給付状況の調査、分析、アンケート調査内容の分析、介護サービスの仮集計など、老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の改定に伴う基礎調査業務の一部を委託するための経費として、257万8千円を増額するものでございます。償還金利子及び割引料につきましては、12年度の養護老人ホームの入所に係る老人保護措置費の、国庫及び県費負担金を精算した結果、歳入超過による返還金を生じたもので、21万7千円を増額するものでございます。

次に、老人福祉センター費の共済費でございますが、老人福祉センター職員、保健婦でございますが、これの育児休業承認に伴う代替臨時職員、保健婦の健康保険料及び厚生年金の事業所負担金を計上しておりましたが、人事異動により職員を配置しましたので、不用となった21万5千円を減額するものでございます。

4ページに移りまして、賃金につきましても、共済費と同じく職員の配置により不用となった165万3千円を減額するものでございます。

次に、国民年金事務費の委託料でございますが、国民年金保険料の収納取り扱いが平成14年度から国に移行するため、対象者の口座振替情報など必要なデータをフロッピーディスクにより提供するための開発費として、28万3千円を増額するものでございます。

民生費の児童福祉費の保育所費の賃金でございますが、ゼロ歳児と乳幼児の増加によりまして、離乳食などの特別メニューの調理需要が増加したことに対応するため、4時間勤務の臨時調理員を幸保育所と西浜保育所へ各1名ずつ、計2名を配置する経費として96万5千円を増額するものでございます。工事請負費につきましては、町立保育所の安全確保のため、現状において外周フェンスの高さなどの改修が必要な幸保育所のフェンス取付け工事として、160万円を増額するものでございます。

衛生費の保健衛生費の母子保健費の共済費及び金でございますが、先に老人福祉セン

ター費でご説明いたしました職員、保健婦の育児休業承認に伴う人事異動により、保健センターの職員、保健婦が1名減となりましたので、その代替措置として臨時職員、保健婦でございますが、これを雇用するための経費、共済費18万9千円、賃金147万4千円を増額するものでございます。

5ページに移りまして、農林水産業費、林業費の林業振興費の委託料でございますが、東地区の小規模崩壊地復旧事業実施に係る県への補助申請に必要な事業設計の経費として80万円を増額するものでございます。

土木費、土木管理費の土木総務費の負担金補助及び交付金でございますが、芸予地震により住宅に被害を受けた住民から被災住宅再建利子補給助成金の交付申請が1件ありましたので、交付要綱に基づき利子相当額を一括助成するため、244万4千円を増額するものでございます。

次に、道路橋りょう費の道路新設改良費の委託料でございますが、町道6号線の整備に伴う概略設計業務を委託する費用として、127万円を増額するものでございます。工事請負費は12年度繰越明許費で計上した町道9号線道路改良工事用地の取得及び移転補償の関連に伴い、工事施工に係る経費2,950万円を増額するものでございます。公有財産購入費及び補償補填及び賠償金につきましては、用地交渉成立により町道6号線及び町道212号線の用地購入費1,243万1千円と、工事施工に伴う町道3号線及び町道6号線の物件移転補償費803万2千円を増額するものでございます。

6ページに移りまして、都市計画費の駅前整備費の公有財産購入費及び補償補填及び賠償金につきましては、海田市駅南口土地区画整理事業に係る、事業計画に定めた原価補償金対応用地買収について、地権者から買い取り希望の申し出がありましたので、用地購入費890万円と用地購入に伴う物件移転補償費1,910万円を増額するものでございます。

消防費の水防費の役務費でございますが、県からの防災情報の受信に係る所要時間を短縮し、迅速に対応するため情報防災システムの専用回線を引くもので、回線接続費及び回線使用料として22万4千円を増額するものでございます。

教育費、教育総務費の事務局費の委託料でございますが、児童・生徒等の安全確保のため、町内小・中学校などを対象にパトロール車による巡回を行い、不審者の侵入等に対し警戒及び防止をするため、警備会社に警戒巡回業務を委託する経費として196万6千円を増額するものでございます。次に、私立学校振興費の負担金補助及び交付金で

ございますが、私立幼稚園就園奨励費補助金に係る対象者の増加及び補助限度単価の変更により、310万2千円を増額するものでございます。

7ページに移りまして、小学校費の学校管理費の需用費でございますが、児童の安全確保のため、児童及び教職員に対し携帯用防犯ブザーを貸与する経費として、106万4千円を増額するものでございます。工事請負費につきましても児童の安全確保のため、各教室等に押しボタン送信機を設置し、校内の異常の発砲、侵入者に対する威嚇を行うため、緊急警報システム設置工事費として590万9千円を増額するものでございます。

中学校費の需用費及び工事請負費につきましても、小学校費と同様に生徒の安全確保のため携帯用防犯ブザーを貸与する経費として51万3千円の増額、緊急警報システム設置工事費として303万6千円の増額をするものでございます。

次に社会教育費のふるさと館費の負担金補助及び交付金でございますが、芸予地震で被災した広島県重要文化財である千葉家書院所有の土蔵部分復旧費として、文化財保存事業費等補助金交付要綱に基づき、県の補助金交付額の2分の1に当たる51万7千円を増額するものでございます。

次の保健体育費、保健体育施設費の工事請負費につきましては、海田東小学校夜間照明等の安定器取替え費用として53万円を増額するものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。続きまして歳入についてご説明いたします。

1ページをお開きください。国庫支出金、国庫補助金の都市計画事業費国庫補助金の土地区画整理事業費補助金でございますが、先に歳出でご説明いたしました減価補償金対応用地買収に係る用地購入費と物件移転補償費が、国庫補助対象事業となりますので、補助率2分の1に当たる1,400万円を増額するものでございます。教育費国庫補助金の教育費補助金につきましても、歳出でご説明をいたしましたとおり、私立幼稚園就園奨励費補助金の対象者の増加及び補助限度単価の変更による対象事業費の3分の1に当たる103万3千円を増額するものでございます。

次に国庫委託金の民生費国庫委託金の社会福祉費委託金でございますが、これにつきましても、歳出でご説明いたしました国民年金保険料収納取り扱いの国移行に伴い、必要データのフロッピーディスク提供開発費全額に当たる28万3千円を増額するものでございます。

県支出金、県負担金の都市計画事業費負担金の土地区画整理事業費負担金でございますが、先に国庫補助金の土地区画整理事業費補助金でご説明したことに伴う、県道整備

に係る県負担金 44万5千円の増額でございます。

2 ページに移りまして、県支出金、県補助金の教育費補助金でございますが、現在小・中学校で実施している情報化教育推進事業が、県教育委員会の「わがまちの教育支援事業」に指定されたことにより、支援事業補助金として50万円を増額するものでございます。土木費補助金の被災住宅再建利子補給補助金につきましては、歳出でご説明いたしました利子相当額に対する県補助金として122万1千円を増額するものでございます。

繰入金、基金繰入金の財政調整基金繰入金でございますが、歳出でご説明いたしました町道9号線道路改良工事及び町道6号線等の道路改良工事に係る用地購入費、物件移転補償費などの財源として4,490万2千円を増額するものでございます。

繰越金につきましては、12年度からの繰越金の内、5,022万を増額するものでございます。

町債の土木債の都市計画事業債でございますが、歳出でご説明いたしました減価補償金対応用地買収に係る国庫補助対象事業費から国庫補助金と県負担金を差し引いた額の55%が起債対象となりますので、その額740万円を増額するものでございます。

以上で事項別明細書による項目ごとの説明を終わります。

次に、第43号議案のご説明をいたします。議案の方、よろしく願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、先にご説明をいたしました各項目を合計いたしますと、歳入歳出それぞれ1億2千万4千円の増額となり、歳入歳出それぞれ85億4,574万5千円となります。

次に、4ページの第2表、地方債補正についてご説明いたします。ここにお示ししておりますように、今回1件を計上しております。内容につきましては歳入のところでご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

以上で平成13年度海田町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。西山君。

○8番（西山）8番、西山です。まず3ページの老人福祉費の委託料で、介護保険事業計画の改定ということがうたわれているんですけども、これ介護保険特別会計とは一切関係のない計上なんですか。もう1点は、6ページの小・中学校警戒巡回業務委託料196万6千円なんですけども、これは毎日何時間の巡回していただく計画での計上で、

だから巡回計画がどのようにされた料金設定でしょうか。以上。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）まず1点目のご質問でございますけども、今回改定いたしますのは老人保健福祉計画と介護保険事業計画でございます。まず高齢者全般の計画にかかわりますのが、いわゆる老人保健福祉計画でございます。この中に介護部分がございますので、あわせて介護保険事業計画も改正するというので、一般的な方針になりますものですから、一般会計の方へ措置にするというものでございます。

○議長（河野）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）小・中学校警戒巡回警戒業務委託料につきまして、委託の時間でございますが、児童・生徒の学校生活での安全を確保するというので、登下校時間を含めまして午前7時から夕方6時までを想定しております。

○議長（河野）ほかにございませんか。中岡君。

○17番（中岡）4ページの民生費、児童福祉費の幸保育所外周フェンス取付工事の図面の方でちょっとお尋ねしたいんですが、A断面のそばにアコーディオンゲート取替えということで、高さが1メートル20になるだろうと思うんですけども、裏の門扉改修というのは外周フェンスと同じ高さにして、これはほとんど開けることはないと思うんですが、アコーディオンゲート取替えの高さを、これもどういうときに開けるんか、めったに開けることないと思うんですけども、やはりフェンスと同じ高さにした方がいいのではないかと思いますけれども、なぜこれ差をつけるのか、ちょっと説明をしてください。

○議長（河野）福祉課長。

○福祉課長（因幡）あそこの門扉につきましては、職員のバイク、自転車のときに通常出入りをしております。確かに他に1.6メートルという中で1.2メートルという高さにしておりますのは、門扉自体が割と重たいものでございまして、確かに同じ高さにすればということもあるんですが、あそこについてはかぎをかけるようにということで、整合性がちょっとないんですが、通常給食室とか教室とか割と目につきやすいというようなこともありまして、1.2メートルということで計画をいたしております。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）この外周フェンスを高くするというのは、やはり防犯上というようなこともあって、フェンスをつけられるんだろうと思うんです。とすると、アコーディオン

ゲートだけ低いということになると、これはどれだけ高うにしても入ろうと思えや入るけれども、ここだけ低いとやっぱり入りやすいのという感じになりませんか、普通。重いからどうこうということじゃなくて、工事の仕方によって高くすることはできるんじゃないですか。やっぱり同じ高さにしとった方が防犯上もいいような気がするんですけども、変える気はありませんか。

○議長（河野）福祉課長。

○福祉課長（因幡）予算の範囲内で若干の、少し軽いものでということで考えさしていただきたいと思います。

○議長（河野）ほかにございませんか。堀間君。

○7番（堀間）議案の4ページですけど、地方債の利率が6.5%以内となっておりますが、実際今はゼロ金利の時代で、何%か。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）現行2%でございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。山岡君。

○14番（山岡）14番、山岡ですが、6ページの駅前整備費の問題で、ここに土地の購入費と補償及び補填及び賠償金となるんですが、これは建物は更地にして買うということですかどうですか。その建物の解体費なんかは入っているのかどうか。

○議長（河野）区画整理事務所長。

○海田市駅南口区画整理事務所長（永海）ええ、この補償補填費には建物の取壊し費用も含まれております。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第43号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第43号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~〇~~~~~

○議長（河野）日程第7、第44号議案、平成13年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第44号議案、平成13年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。平成13年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は水洗便所設備貸付金の利用増に伴う貸付金増額の予算措置が必要となりましたので、歳入歳出それぞれ3千万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億6,291万2千円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（河野）庶務課長。

○庶務課長（新浜）それでは、平成13年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。資料10の補正予算説明書2ページをご覧くださいと思います。まず歳出でございますが、第1款総務費、第2項水洗便所普及費、第1目水洗便所普及費第21節の貸付金でございますが、3千万円補正するものでございます。水洗便所設備資金貸付金といたしまして当初予算で4千万円上げておりましたが、貸付制度の利用件数が予想以上に多く、現時点で昨年度と同じような傾向を示しており、4千万円の枠内で対応することが難しくなっております。このため3千万円の増額補正をお願いするものでございます。なお、現在すでに5名の方が待機中でございます。

続きまして歳入でございますが、説明書の1ページをご覧くださいと思います。ただいま説明しました増額補正金額3千万円の財源といたしまして、繰越金で全額手当ていたしますのでございます。以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第44号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第44号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(河野) 日程第8、発議第6号、義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書案を議題といたします。案文についてはお手元に配付しておるとおりでございます。本案については提出者が全員ですので、質疑討論を省略いたします。これより発議第6号について採決をいたします。お諮りいたします。

発議第6号については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって発議第6号については原案のとおりこれを決します。なお、ただいま議決しました意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係機関に送付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(河野) 日程第9、発議第7号、乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書案を議題といたします。案文についてはお手元に配付しておりますとおりでございます。本案については提出者が全員ですので、質疑討論を省略いたします。これより発議第7号について採決をいたします。お諮りいたします。

発議第7号については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって発議第7号については原案のとおりこれを決します。なお、ただいま議決しました意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係機関に送付いたします。

以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって本定例会は本日で閉会することに決しました。

以上で平成13年度第4回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでござ

ございました。

午後 4 時 2 4 分 閉会